

# 組合士実態調査 自由記述一覧

---

2017年3月

SEQ	S-No.	Q2-5. 組合士(協会)への加入について
1	10219	10年間、個人負担で加入していたが、負担をやめた。
2	10117	①協会の加入の勧めがなかった。 ②協会を知らなかった。
3	10715	お金がかかる。
4	10616	すでに中央会を退職している。
5	10408	なし。
6	10126	メリットがない。情報提供がない。
7	10297	メリットがない為。
8	10059	メリットが無い。
9	10319	メリットない。民間企業では、不用。
10	10014	メリットナシ。
11	10250	よくわからない。
12	10722	わからない。
13	10507	愛媛県には協会が設置されていません。
14	10638	案内がなかった。
15	10565	茨城県には組合士(協会)はない。
16	10700	遠方の為。
17	10672	沖縄に組合士(協会)がないので。
18	10526	加入しているとは思いますが、更新されていないのであれば更新にかかる書類等を頂ければ更新いたします。
19	10674	加入するメリットが分らなかったから。
20	10193	加入するメリットを感じない。
21	10434	会が無いため。
22	10661	会費がかかる。行事があっても参加できない。
23	10728	会費が個人負担となる為、そこまでの必要性を感じない。
24	10106	会費が高い。
25	10600	会費が高い割に有用な活動がないため。
26	10008	会費だけ支払っていたから。本年度より加入していない。
27	10369	会費を納める余裕がない。
28	10146	会費負担
29	10377	活動に参加(協力)できる余裕がない為。
30	10082	活動実態が不明であり、不要と考えられるため。
31	10110	勧誘がないため。
32	10614	勧誘されていないから。

SEQ	S-No.	Q2-5. 組合士(協会)会への加入について
33	10544	記憶にないが、多分していない。会費があるなら加入できない。
34	10034	協会が鳥取県にない。
35	10249	協会組織がない。
36	10465	協同組合から株式会社に組織変更したため。
37	10210	協同組合を退職し、組合以外の会社に移ったため。
38	10269	協同組合を退職したから。
39	10252	金銭面で。
40	10038	熊本県には協会がない。
41	10202	群馬はないから？ 加入の案内を知らない。
42	10245	経費負担
43	10483	県に協会がない。
44	10510	県に協会が不在。
45	10758	県に団体(協会)が存在しない為。
46	10295	県単位の組合士会が組織されていない。
47	10027	県中央会からの支援がなくなり、独立した組合士会として加入。
48	10368	県内に協会がない。
49	10226	元中央会に勤務していたから。
50	10765	個人のため。
51	10133	個人の為、現在組合に関わっていない。
52	10376	個人会員のため。
53	10054	行事参加困難
54	10410	高知県にないため。
55	10131	高令の為。
56	10098	高齢、組合会社とも退職。
57	30006	昨年まで加入、本年、退会。
58	10778	昨年まで加入、本年退会。
59	10268	昨年退職した為(平成28年退会)。
60	10281	昨年度までは加入していたが、幽霊会員であった為。
61	10315	昨年迄加入していたが高齢のため脱退。
62	10485	三重県にない。
63	10574	参加したい。参加できる講習会がないし、メリットを感じないため。会費もかかる。
64	10207	山形県では組合士会は休会している。
65	10414	山梨県には、会が存在しないため。

SEQ	S-No.	Q2-5. 組合士(協)会への加入について
66	10542	山梨県にはない。
67	10301	資格は個人で取得の為。
68	10725	資格手当が全くないにもかかわらず、加入会費の支払には良い顔をしないから、退会した。
69	10303	事業協同組合を退職。
70	10481	事務局となる母体がないから。
71	10046	次年度より加入予定（加入手続中）。
72	10288	収入が少なくなったため（退職後）。
73	10704	所属勤務先より会費補助がない為。
74	10153	所属先の理解が得られないため。
75	10194	諸行事に参加できない。
76	10534	職種の関係で特にメリットがなかったため。
77	10233	職場の理解が得られない為。
78	10767	信用組合を退職したため。
79	10062	石川県に組合士会がない。
80	10448	千葉県の協会から、何の加入案内が無く手続が不明。
81	30029	全国中小企業組合士会 山形県は県中央会で不明。
82	10757	組合に勤務していないため。
83	10158	組合に在籍していないため。
84	10337	組合に所属していないし、仕事もしていないため。
85	10748	組合を退組。
86	10632	組合業務から離れたため。
87	10329	組合士（協）会を知らない。
88	10058	組合士（協）会を知らなかった。
89	10543	組合士に係わる業務に現在従来していないため。
90	10597	組合士会がない。
91	10710	組合士会がない。
92	10200	組合士会がない為。
93	10393	組合士会が無い為。
94	10111	組合士会の存在を知りませんでした。
95	10527	組合士協会がない。
96	10289	組合士協会からのアプローチなし。
97	10259	組合士協会自体がない為。（以前は有った）。
98	10690	存在を知りませんでした。すみません。

SEQ	S-No.	Q2-5. 組合士(協会)会への加入について
99	10470	他の職員が加入している。
100	10427	退職したから。
101	10316	退職した為。
102	10302	退職により改めて加入手続は行なっていない？
103	10388	退職の為。
104	10443	退職の為。
105	10151	団体を停年退職した為、現在はフリー。
106	10006	知らなかった。
107	10509	定年による現役終了。
108	10723	当県に会がない。
109	10273	当組合には組合士取得者が6名おり、その内若手を加入させている。
110	10531	当組合は、6名の組合士がおり、若手4名が加入している。
111	10003	特にない。
112	10217	特になし。
113	10345	特になし。
114	10351	特になし。
115	10695	特になし。
116	10071	特に加入する必要があると思いませんでした。
117	30027	特に必要でないため。
118	30028	特に必要でないため。
119	10124	特に必要とされていないため。
120	10199	特に必要と認められない為。
121	10773	特に必要性を感じない。
122	10683	特に必要性を感じない為。
123	10599	奈良県にはない。
124	10143	奈良県にはないので。
125	10587	奈良県には組合士会がないから。
126	10237	内容がよくわからない。
127	10203	費用
128	10238	費用と時間がないため。
129	10048	必要性がない為。
130	10549	必要性が感じられないため。
131	10733	必要性を感じていない為。

SEQ	S-No.	Q2-5. 組合士(協会)への加入について
132	10189	必要性を感じない。
133	10103	必要性を感じないから。
134	10591	富山県には、組合士会が無いので。
135	10320	無意味である。
136	10530	無職のため。
137	10747	無職の為。
138	10371	余り必要を感じない。
139	10198	利点がどうなのか？ 中央会自体が未加入。個人で加入出来るのか？
140	10222	理事会で認められなかったため。
141	10731	零細組合

SEQ	S-No.	Q3. 組合士を取得したきっかけ
1	10767	・自分自身のスキルアップと組合に役立つと思ったため。 ・中小企業診断士までいきませんが中小企業経営相談にこたえる知識経験を身につけたかったため。
2	10705	1組合1組合士を上司も理解していて、自分が組合士取得時の翌年に職場内組合士が定年退職になる状況だった。
3	10256	スキルアップ
4	10342	以前の勤務先（商工中金）での必要性。
5	10614	依前中央会職員だったから。
6	10707	異業種から入職した為、知識を得るため。
7	10718	一組合一組合士
8	10649	過去、中央会職員であった。
9	10378	会計士の先生に勧められて。
10	10206	会社から強制的に。
11	10042	会社の方針により。
12	10575	会社の命令。
13	10076	会社より勧められたため。
14	10768	学ぶ事によって自分を高めたかった。
15	10232	株式会社からの転職で組合の事が解らなかったため。
16	10021	協同組合に勤務しているから。
17	10368	協同組合全国大会に参加していた際、隣のテーブルに組合士のバッジをつけた方がいらっしゃって、組合士という資格があることを知った。その後、上司の勧めにより資格を取った。
18	10704	協同組合等について学びたいと思ったから。
19	10412	勤務する組合は他とのつながりが無い為横のつながりを求めた。
20	10191	勤務条件
21	10121	県中央会在職時、関係者に勧めていたから。
22	10271	元、商工中金勤務
23	10253	元商工中金の職員だったため。
24	10187	顧問の会計事務所の先生の勧め。
25	10518	好奇心から。
26	10750	今後も組合との関わりがしたかった。
27	10325	今後仕事をする上で必要な知識であると感じたから。
28	10236	仕事上、関わっていたため。
29	10233	資格取得により賃金の待遇を良くする話はあったが、話だけで終わった。
30	10591	資格取得時は、中央会職員なので、強制的に取得させられました。
31	10067	事務局長の退職により、組合員であるが、事務局運営に従事するため。
32	10507	自己啓発。

SEQ	S-No.	Q3. 組合士を取得したきっかけ
33	10211	自己実現されている組合士の先輩に出会い、自分の自信につながればと思ったから。
34	10712	自分自身キャリアアップしたかったから。
35	10563	自分自身の知識向上のため。
36	10239	社労士として活動していく上で1つのライセンスと思い取得した。
37	10028	取得をしないと解雇される為。
38	10158	取得時に中央会の職員だったため。
39	10630	受験当時中央会職員であったため。
40	10082	所属する組合から勧められたから。
41	10205	商工中金の昇格要件の一つ。
42	10089	商工中金の職員として必須の資格であることから。
43	10304	商工中金勤務時につき、社命により。
44	10268	商工中金勤務時に取得。
45	10565	将来国家資格になると思ったから。
46	10135	上司から、資格の話は無く、講習会に行けと言われ、組合士の資格のあることが解る。
47	10544	上司からの命令。
48	10279	上部団体からの勧め。
49	10092	職場（中金）で、資格取得を勧めていた。
50	10106	千葉県中央会の職員だったから。
51	10300	前事務局長（組合士）にすすめられた。
52	10041	前職が商工中金だった。
53	10184	組合士になられてる方の誘いがあった為。
54	10714	組合事業（共同購買、転貸融資等）の支援応援から。
55	10487	組合事業を執行する上で専門的知識が必要とと思いました。
56	10437	組合役員として働くだけの力があるか確かめてみたかったから。
57	10564	他の職員に本資格を紹介するため。
58	10551	他の組合士に勧められ。
59	10132	他県の事務局より、誘われたから。
60	10723	担当税理士から資格取得を勧められた。
61	10302	知人が資格取得した事と将来の職務対応のため。
62	10616	中央会に勤めていた。
63	10295	中央会に勤務していたことから、職務上必須とされていたから。
64	10394	中央会に勤務していた為必要であった。
65	10504	中央会の指導員として勤務していたこと。

SEQ	S-No.	Q3. 組合士を取得したきっかけ
66	10400	中央会の職員であったため。
67	10130	中央会職員であった時に取得（会の方針により）。
68	10249	中央会職員は、全員が組合士取得をすすめている。
69	10288	中央会職員時代に強制的に取得させられた。
70	10283	中央会職員時普及促進目的。
71	10728	中央会担当者との付き合い、上司からの強制。
72	10101	中金0・13昇格試験の一部免除。
73	10212	中小企業庁→〇〇共済連合会→当組合共済（希望する職員のみ組合士試験）
74	10033	当時、生命保険会社の法人部長であった。
75	10725	当時の上司からのすすめ。
76	10584	当時の組織（組合）の方針により。
77	10749	同業組合事務局の方に勧められたから。
78	10706	必然的に受けさせられた。
79	10471	友人のすすめ。
80	10582	歴史ある組合で、過去に誰も組合士を取得している者がいなかったため、組合のためにも取得しなかった。また、組合士会に入会しなければ受けられない講習や研修会に参加し、見聞を広めたかった。

SEQ	S-No.	Q4-1. 組合士取得による自身の変化・メリット
1	10207	まったくなかった。
2	10741	まったく変化なし。
3	10201	メリットより自己錬磨。
4	10393	逆に冷やかされる事もあった。
5	10021	協同組合のことについて勉強できてよかった。
6	10718	協同組合制度の知識が深まった。
7	10483	業務に自信が持てるようになった。
8	10744	業務に直結する内容が多く為になった。
9	10616	今はまったく無意味。
10	10254	在職中、特に賃金や手当も配慮されなかった。
11	10269	山口県内の組合士の方と交流ができた。
12	10034	資格を持って仕事をすることで自信につながった。
13	10504	自分自身が自信を持てたこと。
14	10486	若干の自信がついた。組合法の知識があることで役員等に説明ができる。
15	10708	取得時に報奨金をもらった。
16	10302	周囲に刺激を与えた。
17	10665	上司が代ってから、組合士に対する知識や組合士になる事への必要性を感じてもらえなかった。
18	10119	職員の信頼が得られた。
19	10548	世間のニュースや世の中の仕組みを知る事に興味が湧いた。
20	10028	全くメリットは感じられない。
21	10336	組合に関する知識が豊富になり、運営に役立った。
22	10196	組合を退職し、民間に勤務中のため。
23	30012	組合運営への理解が大きく深まった。
24	10342	組合関連への職務に就けた。
25	10666	組合業務に自信をもって取り組めるように変わった。
26	10767	組合士を持っていても有効活用出来ていない。
27	10381	組合士会での研修や、経験者に会う機会が勉強になる。
28	10211	組合士会の活動の中で、多くの出会いがあり、いろいろな価値観にふれられた。
29	10239	組合士会の研修参加により、日頃かかわれない方々と交流ができる。
30	10248	組合士会を通じての他の組合士との交流。
31	10693	組合士間の交流ができた。
32	10188	組合士資格により有利に転職できた。
33	10205	組合専門金融機関としての知識の修得が出来た。

SEQ	S-No.	Q4-1. 組合士取得による自身の変化・メリット
34	10052	組合組織に係る理解を深めることができた。
35	10499	組合独自（出資金等）の問合せに対する対応に自信がもてるようになりました。
36	10563	他業種の組合士との情報交換ができた。
37	30013	他組合の方と面識がもてた。
38	10653	他組合所属組合士さんとの情報交換や交流がもてるようになった。
39	10432	待遇に変化はなかった。
40	30030	達成感
41	10418	知識が豊富になった（頼りにはされていません）。
42	10388	知識が豊富になった。
43	10734	知識が豊富になった。
44	10624	中央会が身近な存在となり、相談・問い合わせ等がしやすくなった。
45	10404	中央会に行きやすくなった。その為相談しやすくなった。
46	10722	中央会に対して、優遇される。
47	10226	中央会を定年退職後の再就職先であるから。
48	10159	中央会職員だったので、資格は取得して当然と思った。
49	10768	中小企業の状況と、情報を適確に把握。
50	10249	中小企業組合等指導の幅が拡大できた。
51	30032	特に何も知らなかった経理の知識が得られた。中央会さんとのネットワークができた。
52	10323	特に変化はありません。しかし、自分自身組合士であると自覚し、発言や意見、運営に関してどうしたら良いか自信をもっていえるようになった。
53	10170	部下の指導の役立った。
54	10212	福岡県組合士会に入会し、仕事以外でも自己研鑽し、直接関わらない経理（税務）業務以外の知識吸収他。
55	10372	名刺に資格を表示できる。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
1	10487	◎決算書を深く読めるようになりました。◎他の組合士さんと知りあうことができ交流を深めることができました。
2	30002	・基本給5000円up
3	30003	・基本給5000円upした。
4	10581	・期間限定だが手当に反映された。
5	10139	・協同組合を訪問した際の、事務局長や専務理事との交渉がスムーズになった。
6	10066	・協同組合運営について、知見を得ることで整理された。問題の正しいかまたは複数の解を得れるようになった。
7	10187	・決算書等会計業務の理解力が深まった。 ・組合の収支を組合員へも、明朗に提示することに依り、組合活動の短期・長期の展望を図ることができるようになった。
8	10226	・現在、退職→再就職となり、他のところの情報を聞く機会がないので、年に1回の東北ブロックの講習会が楽しみです。
9	10204	・資格手当 月3000円(5年間まで)受給。 ・組合士資格取得で得た知識は経営全般に役立っている。
10	10244	・資格手当。 ・役員・上司から資格取得を推進されるようになった。 ・他の組合士さんと交流が増えた。 ・自組合で行っていない事業を知る機会が増えた。
11	10505	・資格手当が支給された。(現在はなし)。
12	10443	・資格手当の給付。
13	10373	・資格手当の受給。
14	10424	・若干の手当が支給された。
15	10062	・取得した当時、商工中金に在籍。取引先への助言、指導に役立った。 ・現在、経営コンサルタントで自営業を営んでいます。相談先への助言、指導に生かしています。
16	10484	・手当がつくようになった。 ・組合員及び外部の方からの信頼が得られるようになった。
17	10482	・手当をつけてもらえた。
18	10222	・昇格があった。 ・関係団体の職員の中で取得者が全くいないため取得を目指す組合から話を聞きに来た。
19	10099	・職場の給与について、手当が加算された。
20	10152	・職務手当がついた。 ・中企法、中協法を学ぶことができ、「協同組合」はどういった「組織」か理解できた。 ・「定款」の内容がすべて理解できるようになった。
21	10199	・新たな事業部会を立上げ、組合の収益の柱のひとつに育てることが出来た。
22	10548	・身の回りの出来事に対して、視野を広げて考えるようになった。
23	10746	・人事考課に影響したと思う。
24	10652	・税務・法務の知識が仕事に活かされ、自信、待遇改善に多に寄与。 ・組合士間の交流により業務が拡大。
25	10648	・組合員さんにより信頼が得られた。 ・組合士協会を通じて人の輪で広がり、活動範囲が広がった。
26	10017	・組合運営に関する運営力、判断力アップ。 ・組合会計の能力アップ。
27	30012	・組合運営への理解が深まった。 ・組合職員としての自覚を再認識し、以前より誇りを持って仕事に取り組めるようになった。
28	10550	・組合業務に就くための知識・姿勢・行動が身につき、仕事のやりがいと自信に繋がった。 ・経験のある組合士と情報交換ができ視野が広がった。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
29	10010	・組合士として組合組織の活性化に尽力。 ・中央会との接点が増えた。 ・人脈が増えた。
30	10145	・組合士資格取得により資格手当5000円が支給されるようになった。 ・資格取得により、員外役員(専務理事)になった。
31	10450	・総会用の書類作成や、決算報告書等の作成に携わる様になりました。
32	10392	・総務部長から理事となった。 ・組合全般の運用等については任されている。
33	10064	・他業態の組合士との情報交換。 ・県中小企業団体中央会の連携。
34	10176	・報奨金 ・社内昇格試験の一部科目免除
35	10121	1. 県協会会長、全国連理事・副会長の役職を歴任、視野が広がった。 2. 多数の知己を得た。 3. 職務上、多面的に役立った。
36	10511	1. 資格手当として役職手当に月額1万円増額。 2. 組合士協会の活動経費は全て組合経費として助成。
37	10279	1. 手当(組合士手当)が新設された。 2. 総代会、理事会等の運営がスムーズに出来るようになった。
38	10510	1. 組合の代表に。 2. 組合運営で補助金等のより活動が盛んになる。 3. 誤まった活動をしない。
39	10663	1. 組合士協会よりの講習会等の案内により参加しレベルアップが図れる。 2. 理事会より信頼され課題解決に取り組めるようになった。
40	10588	1. 賃金アップ。 2. 組合指導者養成特別研修への参加。
41	10024	1つの休眠組合の復活、1つの他県にまたがる組合の設立をすることが出来た事がメリットでした。(現在2組合は解散していますが)。
42	10707	1人で全てをこなしているので組合員から頼りにされなければあらゆる事が進まない。組合士取得で会計の勉強し、「金銭を任せられる」この信任を得る事が第一であった。決算をこなし黒字を続ける。これで信頼を得た。運営面の話をしても採用してもらえ事案も増えてきた。
43	10012	5千円加給された。
44	10354	これをきっかけに社労士に挑戦することができた。現在、社労士事務所として独立開業している。コンサル的に組合士も役立っている。
45	10112	セミナー、講習等に参加できる。
46	10200	セミナー講師の依頼。
47	10774	メリットを感じない!
48	10494	もやもやしていた知識がはっきりして業務に対して自信が持てた。待遇は逆に悪くなった(事務局内の先輩諸氏からひがまれていやがらせがあった)。中央会さんから待遇改善の依頼書が代表理事宛に届いたが、代表理事は常勤していない為、事務局の職員が見て依頼書をやぶいて机の上におかれた(いじめ)。
49	10345	以前より組合の運営等に関心を持つようになった。知識も増え、信頼されるようになった反面、業務量、責任も大きくなった。報酬については特に変化はない。
50	10599	意識が変わった。
51	10701	異業種の方々との交流が広まった。また資格取得をきっかけに県中央会からいろいろと依頼されることが増え、仕事上の励みになっている。
52	10436	一時金を受け取った。
53	10378	一般会社(組合員の税法との違い)と組合制度・運営の違いを法律を基に説明できる様になったのがメリットでありデメリット(一部組合理事からうとまれた)。
54	10669	運営が理解できた。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
55	10330	会に参加されている経験豊富な方々とお話が出来、知識がえられた。
56	10461	会員に更に必要とされた。
57	10256	会議等、詳細説明の場が、もてるようになった。
58	10674	会社での自分の存在意義を考える様になり、協同組合の職員としての意識を持って仕事に当たることが出来た。
59	10469	各種講習会に参加して色々と知識が豊富になった。
60	10269	各組合の情報交換の場となった。
61	10181	技術畑を歩いてきた自分には、経理や総務関係の仕事はまったくの初体験でしたが、たびたびの受講で組合員（経営者）に堂々とものが言えるようになりました。
62	10135	技能手当、8千円、増額、その他あまり変化なし。
63	10197	給与
64	10178	給与の一部に「組合士手当」が創設されていた。
65	10542	給与の増加。組合士試験に伴う勉強において、知識が増えた。
66	10375	給料アップ。名刺へ「組合士」記載。
67	10659	給料がUPしました。
68	10185	給料がアップした。資格取得により、中央会様より代理理事宛の書面が非常に良く、給料アップ要因になった。継続されることを願います。
69	10018	給料に手当がついた。
70	10068	協同組合について、存在の意義。
71	10498	協同組合の基本的な事を知ることができた。
72	10681	協同組合の法人税申告に、組合会計の特殊知識により、メリットが有った。
73	10662	協同組合独特の会計処理（利用分量配当金・剰余金処分等）や組合法（総会時の改選における役員の定数減のことや、1口当たりの持分計算・脱退・加入の問題等）が理解できたこと。
74	10146	協同組合法は定款が身近に感じられるようになり、実務に生かされていること。
75	10108	僅かな昇給。
76	10173	勤務する会社から手当が支給された。
77	10702	銀行等の個人与信評価が一定●あった。
78	10004	経理、総務、経営等について組合員からの相談が多くなった。
79	10366	計数管理など会社経営の手法を生かしています。
80	10621	決算、運営（理事会、総会、各届出書）において知識を活かすことができている。
81	10717	決算書の作成。所得申告。
82	10377	決算書の作成を任されるようになった。理事会議案に対して参考意見を求められるようになった。
83	10317	決算表、予算表の作成も出来るようになり、総会、理事会の運営に非常に役立っている。
84	10488	月1000円手当がある。
85	10664	月額3000円手当がつくようになった。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
86	10752	検定試験合格により昇格しました。
87	10379	研修会への出席により先進的な組合活動等について知識を得られ大いに参考になった。
88	10587	現場での給与手当が増えた。
89	10615	在職中でも地域活動で町内会等では歓迎された。現在でも継続されている。
90	10458	試験をうけている時は期待した。しかし資格を取ったあとの活動でのメリットを感じない。ただ組合専従職員の果たす役割の重要性は、年々感じる様になり、試験時のテキストとかで、組合運営のヒントをつかむことができることがあった。
91	10230	資格に対する手当が支給されるようになった。
92	10722	資格取得した時だけ、手当をもらえた。全国中央会より、組合優良職員に表彰された。
93	10647	資格取得で手当がついた。
94	10565	資格取得により自信を以って仕事に邁進でき、82才になった今日迄事務局の仕事(経理、総務)に必要日数のみ出勤している。
95	10472	資格取得手当が支給された。
96	10725	資格取得当初から数年間は自分の中にやる気(勉強の)があり、複数の本を読むなどスキルアップに努めていました。
97	10147	資格手当 月額5000円→これまで有資格者がいなかったため制度を新設した。総会や理事会の運営にあたり、役員から意見を求められることが多くなった。
98	10579	資格手当(1万円)を給付してもらっている。組合の改革をすることが出来た。役員が話を聞いてくれるようになった。
99	10660	資格手当(2000円)と課長補佐になりました。
100	10758	資格手当(一時金)。事務局としてでも組合員企業へ堂々と提言するよう言われた。組合員企業の相談を受けられるようになった。
101	10580	資格手当。
102	10570	資格手当3000円支給。
103	10555	資格手当5000円
104	10202	資格手当がついた。
105	10100	資格手当がついた。
106	10211	資格手当がつき、基本給の昇給がない中で、手当面で補完された。
107	10699	資格手当がつかしました。
108	10771	資格手当がつかしました。
109	10280	資格手当がつくようになりました。
110	10460	資格手当がつく様になった。
111	10406	資格手当が月1000円支給。
112	10536	資格手当が支給された。
113	10189	資格手当が支給されるようになった。
114	10537	資格手当が取得出来た。
115	10314	資格手当が得られた。仕事への見方が広がった。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
116	10618	資格手当が付いた、知識は豊富に。
117	10151	資格手当が付いた事。事業協同組合等中小企業の理解が専門的に深まった。
118	10673	資格手当が付与された。
119	10163	資格手当という具体的な名目ではないが、組合役員等よりベースアップ等の理解が得られていると感じます。
120	10683	資格手当として、毎月の給与に反映された。
121	10547	資格手当の給付によりモチベーションがアップした。
122	10082	資格手当の付与。
123	30018	資格手当をもらえるようになりました。また、知識が増えたことで自分の自信にもなりました。
124	10625	資格手当を支給してもらい、管理職にも昇格し、総合的にも賃金が上昇した。
125	10628	資格手当を得られた。
126	10514	資格手当を付与してもらった。知識が身に付き仕事に役立っている。しかし組合士の経費は其中でやりくりなので結局全て自腹の支払いとなっている。
127	10468	事業協同組合の運営全般にわたって、自信をもって対応できるようになった。
128	10477	事業計画等の作成。目標達成で実力を認められて、30代後半で理事、40代半ばで常務理事になり、組合運営の中心の一人となった。
129	10636	事務処理などの相談が多かった。又理事の仕事の区分が出来なくなり苦勞した。
130	10303	事務長等役職、手当
131	10198	自己啓発を通じて仕事への自信と意欲が高まったと思う。
132	10387	自己啓発力が増した。
133	10094	自己満足
134	10643	自信がついた。
135	10525	自信が持てるようになった。資格手当の支給。
136	10402	自信になった。
137	10084	自信を持って仕事に取り組める。組合事業の本質を知ることが出来た。
138	10473	自分に自信がつき、いろいろなことを吸収しようとする気持ちになり仕事の幅が広がった。
139	10292	若い頃から一貫して技術系の仕事を行ってきたため、組合運営と会計に関する業務において事務系職員に劣っていた。組合士の資格取得を目指して勉強することにより、事務系の業務内容を体系的に理解できるようになった。
140	10250	取得時に昇給した。
141	30029	取得時の組合は退職して以後、組合を設立し代表理事を務めている。
142	10097	手当 月額2000円
143	10447	手当(月額3000円) 自身の組合はもちろん、他の組合の運営等についての質問もある。
144	10155	手当。職場での評価。
145	10216	手当…組合士資格手当が設けられた。 理事会…理事会へ出席、意見等を述べる機会が増えた。
146	10422	手当5000円

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
147	10046	手当がある。
148	10011	手当がついた。
149	10090	手当がついた。
150	10595	手当がついた。
151	10592	手当がつけました。
152	10093	手当がつけました。組合員から営業利益、売上、経費比率を教えてくださいと相談される様になりました。
153	10409	手当が改善された。
154	10720	手当が出た。
155	10634	手当が出た。組合事業の内容が理解できるようになり、一年間、月単位の流れもわかるようになった。
156	10316	手当が増えた。
157	10035	手当と組合士の会費、研修参加の交通費、参加費を組合で負担。
158	10265	手当の支給を受けた。月額1万円。
159	10558	種々のものがコンピューター化されているが、まだ応用面において、組合士としての基礎的能力が必要。又他組合の組合士と交流によりビジネスの場が広がる。
160	10433	受験することにより、組合のことを勉強することとなり、それが知識となりスキルアップに繋がる。又、その知識が自信にもなり積極的な取組ができる。異業種の組合士との交流で視野が広がり、又組合の抱えている問題等も業種に関係なく同様である事もわかり、様々な意見交換ができる。
161	10496	商工会職員であったことから組合経理等を始めとする知識がなかったことからメリットがあった。(組合運営に必要な知識を得られた。高度化資金制度の専門的な知識を得る事ができた)。
162	10078	商工中金に勤務していたので、取引先の組合との交渉時に色々役に立った。
163	10148	商工中金に在席したことにより各事業協同組合への意見、協力に少し役立てた。
164	10321	商店街振興組合では、中活の関係もあり、活動の拡大、見直しが求められており、その中で事務局の役割の重要性が認識され、さらに専門職としての組合士のニーズは高まっているように感じる。経産省や中小機援、商店街支援センターからの要請が増えた。
165	10569	小規模の建設事業協同組合にかかわり組合が中小企業向都(国)の施策(主として事業資金)利用をする手助けをする事ができた。
166	10534	昇格試験の一部が免除になった。
167	10723	昇級
168	10246	昇級資格のポイントとして採用されていた。
169	10156	昇給があった。
170	10451	昇給がなされた。
171	10263	昇給した。
172	10589	昇進、昇給。
173	10654	昇進がスムーズになった。名刺に「組合士」を表示することで取引先から一目置かれることがある。
174	10478	職場における待遇改善が図られた(手当、役職とも)。総会の資料作りなどまかされる様になった。
175	10633	信頼のきっかけとなったように思う。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
176	10500	新しい事業協同組の設立に関与でき、アミューズメント業界発展と日本経済発展に寄与する立場になれた。
177	10083	人まかせで行っていた経理や総会、理事会での取り決めや内容がより理解できるようになり、運営に関して前向きになれた。
178	10144	人事労務関係で自分で色々判断して仕事出来る様になった。
179	10574	組合という制度について知識が深まったので、運用のあり方が解ってきた。
180	10517	組合における理事会、総会等の運営について、自信をもって取り組めるようになった。
181	30023	組合のあり方や組合員に対するのサービス、事業のあり方に対する考え方の変化。
182	10386	組合の運営等に関し、知識を得ることにより、助言できたりする場面がある。
183	10334	組合の業務の中でも重要な財務関係の知識が増えたことにより、組合運営が円滑にできるようになった。予算編正の適正化などに活かされている。組合員さんからのいろいろな相談（経営・保険・メニュー作りなど）にきちんと対応できる自信に繋がった。（当組合は飲食業で構成されています）。
184	10278	組合の決算書が作成出来る。他の士業に生かすことが出来る。
185	10007	組合の仕事に対し、より意欲的になり誇りも得ることができた。
186	10756	組合の事務局として組織形態がわかるようになった。資格手当としても、もらえるようになり嬉しいです。
187	10194	組合の実務について、とまどいなく対応できた。
188	10763	組合の遵法運営の為に事務局職員の能力の評価が組合士資格を一つの基準として判断されている。
189	10770	組合の制度などが理解出来る様になった（総会について、組合員の加入や脱退について）。
190	10337	組合の総務部長・さらに事務局長として組合事業について知識を深め、業務を実施するに当り、自信を深めることが出来た。
191	10742	組合の知識。
192	10485	組合の副理事長となり、能力が発揮されている。
193	10457	組合の法律税務会計に精通しいろいろ相談にのることができ信頼関係が強くなった。
194	10033	組合マーケット開拓（生命保険の販売）に役立った。
195	10245	組合を運営する上で、資格取得（知識）は必要である。
196	10714	組合員の企業オーナーから経営相談を受ける場が多くなったこと。経営者としての考え方を学んだこと。団体、組織運営の実体験を通して、現在も、NPO法人や異業種、企業等にてアドバイザーとして活動。
197	10322	組合員の中で協業組合を設立する際の指導に役立った。
198	10370	組合運営にあたり役員独断的発想をある程度抑制し、正しい運営に導く方向性を提案することができるようになった。
199	10401	組合運営における正しい知識に基づく判断。
200	30019	組合運営における売上・仕入等のお金の流れがより理解できるようになりました。
201	10310	組合運営に関することについての問い合わせ等が寄せられるようになった。
202	10573	組合運営に関する会議にも出席し、経理面以外に総務面でも業務に取り組むようになった点。
203	10678	組合運営の知識が得られ、仕事の役に立っている。
204	10421	組合運営を主導的に実行することができた。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
205	10459	組合運営上、全体が見られる様になった。(体制・意義、事務処理・役員との対話・組合の方向性)。
206	10267	組合運営上、組合法の知識が役立っている。また、組合は特殊な会計があり、経理上知識が役立っている。
207	30020	組合運営全般に精通できた。
208	10411	組合運営等について自信をもって役員に提言できるようになった。
209	10037	組合会計のことがわかるようになった。提出書類のことがわかるようになった。
210	10554	組合活動に対する知識が高まり、理事会、総会、規約、税務に関して中央会に相談しなくても対応できることも出てきた。また、自己啓発にも役立っている。
211	10002	組合士であることを誇りとし、自信をもって仕事に取り組むことができる。
212	10350	組合士である以上、他の無資格者より知識の面で優れている必要があり、その自信とプライドが芽生えた。
213	10748	組合士の研修に参加して、他県の組合士の方と知り合えたこと。
214	10739	組合士の資格手当として、月5000円。
215	10169	組合士会に入会し、交流がはかられたこと。
216	10670	組合士会の会合や研修でその時々新しい制度を身近に又具体的に理解が得られ自信が付いた。
217	10380	組合士間の交流により、他の組合の特徴、運営状況を知ることができた。
218	10627	組合士協会研修会等組合運営に関するスキルがあがった。
219	10295	組合士資格取得により、役職が「主事」から「主任主事」に昇格した。
220	10060	組合士手当として、月額5000円。
221	10611	組合士手当の月1万5千円が付いた。
222	10506	組合事業・職務に対する意欲が向上した。組合士同士の交流及び講演会・講習会等参加機会が増えた。組合内容での信頼が高まった。
223	10283	組合事業の構成力が高まり、組合士受講講習会に於て“組合事業”に関する講演を行い、会員組合との連携が円滑になった。
224	10101	組合事務にプラスとなった。
225	10666	組合実務に関する、法律、制度、運営について学習し、基礎的なものが理解出来たので、自信をもって組合運営が出来る。決算書、議事録等様々な実務に生かされている。
226	10225	組合職員としてのプロ意識が高まった。
227	10527	組合制度と組合の会計を説明することによって、オーナー会社(株式会社)との違いを理解してもらえるようになった。
228	10013	組合制度又、運営方法等(法令)の知識。
229	10029	組合担当者としての知識があると認識され信頼度が高まったと思う。
230	10361	組合法に対する理解が深まった。
231	10166	組合法や会計の知識が必要な場面に活かしている。
232	10067	組合法及び組合会計が理解でき、対処方法が明確になり、組合員よりの信頼が得られ、理事長も経験した。
233	10160	組合法知識の取得。組合運営の取得。
234	10641	組合役員に推薦された。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
235	10437	組合役員の上司からは逆に煙たがられてしまい、資格のない時の方が活動させてもらえた。
236	10445	組織化について具体的な提案が出来る。
237	10047	総会開催、決算事務、理事会運営など、法規的判断を求められた際、客観的指摘が出来るようになった。
238	10493	総代会関係の手続きがスムーズに出来るようになった。
239	10038	総務主任より経理係長へ昇格できた。(前職の協同組合で)。
240	10286	他の組合から相談を受ける。
241	10367	他団体の組合士と交流がある。
242	10760	多くの情報が得られて業務に参考になった。
243	10490	多くの方々と知り合いになれご指導を受けることができた。
244	10136	対外的信用が増した。組合士同士のネットワークが形成された。
245	10448	待遇は変わらずとも、昇格の基準のひとつになったはず。名刺に一時明記したこともあったが中小企業診断士と混同され止めた。(資格取得の基準=レベルを上げ、研修レベルも上げてスキルアップを図った方が良い。私は年1回の中央会の研修を受講している)。
246	10418	知識が豊富になったし、自己啓発が出来た。
247	10234	地元中央会のフォローもあり、少しばかりの資格手当が支給となりました。
248	10687	中央会との連携や組合士資格取得者との交流・情報交換による組合事業への取り組み等、参考になっている。
249	10404	中央会と組合士(協)会は密接な関係であり、交流をとりやすい関係の為当組合でおこった問題点などを相談しやすくなり、自分ひとりで悩むことなく相談相手がいるという安心感が得られた。
250	10400	中央会の指導員となった。
251	10106	中央会の職員として必要だった。新人だったので法も会計も勉強できて良かった。
252	10705	中企団中央会主催のほか組合士会主催の研修会にも参加できるようになり、知識向上の機会が増えた。
253	10688	中企法、協金法が理解できた。
254	10371	中小企業に関係する幅広い知識を習得することができた。
255	10692	中小企業関係法令に精通することにより、業務の対応が迅速かつ適切に対応できるようになり、効率化が図られるようになった。
256	10667	中小企業等協同組合法に詳しくなりました。
257	10157	中小企業等協同組合法等関係法令に基づく定款や役員の関係等や組合会計の有り方などがわかり又、中小企業の組織化するメリットなども良く理解できるようになった。
258	10689	定款の内容について理解が深まりました。
259	10764	定款や規定の理解度が一段上がり、理事会への提議、アドバイスにも裏付けが付加された様になっている。
260	10122	定款変更や決算関係提出書類作成等の知識。
261	10120	定款変更や決算関係提出等の知識。
262	10192	転職の際に中央会から紹介された。
263	10095	東京地区生コンクリート協同組合に所属していたが、異業種の活動情報が得られるようになった。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
264	10131	当時の事は良く覚えていませんが、手当は月額3千円？ 役職も一般職員から事務局長（数年後）となり、以降（10年後）に専務理事になった。他の協組との協組専任者の交流会（運輸関連）の近畿ブロック協議会（当時京都が中心の為）を発足し、上記団体からも担当者が会合に参加した。
265	10389	当時の理事長が合格を喜んでくれました。商業簿記の資格もっていますが、少し組合簿記の違いもあり、勉強した事もむだではありませんでした。
266	10051	当時は経理担当だったが、古くからいた専務理事や事務局長の退任もあり組合運営に関する知識を役員より求められた。組合運営も赤字から黒字へ変化していった時でもあり組合士としての知識を発揮できた。役職もついていった。
267	10014	特にナシ。
268	10385	特になし。
269	10118	特にメリットは得られなかったが、組合専務理事として組合運営に自信を持つことが出来た。異業種組合士と交流を深めることが出来、情報収集に役立つ。
270	10768	特性を有する方々と、組合の連携と、共同の活動により、一人一人のみならず、会社に、社会に、日本に、必ずプラスになると信じる事ができる。
271	10294	漠然とこなしていた仕事の内容を深く理解できるようになりました。又色々なしくみやその時期にしか発生しない事柄等、中央会に依存していることが多かったのですが、自分で判断できることが多くなりました。
272	10348	勉強したことがなかった経理を勉強でき知識が広がった。法律について理解することができた。
273	10540	勉強できて良かった。仕事に生かさせている。
274	10238	補助金の申請を要請されている。
275	10061	法的根拠を示して、間違いを正すことができた。
276	30025	法務局等登記/決算申告→指導受けながらも出来るようになった。
277	10290	本組合の事はもちろんですが、他産業の組合の事を知る事により、複合的な視野により、社会情勢を考えるようになったと思います。新聞やテレビ等で得られた情報をより深く捉えられるよう前向きな姿勢が大事だと感じます。
278	10704	本部、経理担当への配属となった（平成29年4月1日付）。
279	10247	本部事務局員となり、理事会にも入り、後に専務理事となった。
280	10227	毎月の給与に資格手当がつくようになった。
281	10679	名刺に記載することで組合への理解が得られやすくなった。
282	10622	名刺に組合士の表記をしたり頂いたシールを貼ったりすることで、名刺交換の際に自分自身のPRや協同組合の差別化をはかることができた。
283	10626	役員からの信頼。常に制度改正などに気を配るようになった。
284	10088	役員会等において事案の説明する場合自信をもって答えられる様になった。中央会の研修会、講習会に参加する事により知識が豊富になった。組合士先輩の方々に接し見習う事（議事進行、行事の準備等）があり参考になった。
285	10535	役職が上になった。
286	10391	頼りにされているかは不明。ただ、知識として、組合という立場がどのようなものか理解ができ、定款等を履行できるように助言をする場合もあるし、努力している。
287	30008	頼りにされることはなかったが実務が迅速に処理できるようになり業務の意味、意義が分かるようになった。
288	10006	頼りにされるようになった。

SEQ	S-No.	Q4-2. 組合士取得による自身の変化・メリット(具体的内容)
289	10129	理事の中には「法令でこう定まっている」と云うと、納得する人が多いので仕事が楽になった。
290	10305	理事会での発言をきいてもらえるようになった。
291	10755	理事会の進行がスムーズになった。役員から相談されるようになった。
292	10109	理事者の信頼度が上がった。その結果専務理事に選任された。

SEQ	S-No.	Q5. 組合士が今後専門性を発揮できる業務… あまり関わることはできないと思う理由
1	10496	○それぞれの組合の属性が強い。 ○組合士の知識だと通用しない。
2	10509	1、2については何十年前からの提言であるが結局なにも変わっていない。
3	10569	かかわった組合が組織変更。
4	10674	それ程、専門的な知識が有る訳では無いと思うので。
5	10168	なし。
6	10206	マイナーな資格だから。
7	10586	離職等により講習会等のみへの参加によるため。
8	10649	一人組合の為。
9	10737	会員数が少なく高齢。
10	30025	現在では専門知識がない。
11	10534	現在の職種では関わる事が出来ないため。
12	10273	現在の組合士の地位は国家資格でもなく単に自身のスキルアップになっているため。
13	10358	現在の部署が営業の為。
14	10207	現状の制度では無理。
15	10425	現役を退いたから。
16	10159	高度化事業が華やかな頃、高度化●●を利用する組合には必ず有資格者を置くこととする運動を長くやったが、結局何にもならなかった。
17	10731	高令だから。
18	10011	合格後のフォローが必要と思われる。
19	10516	国家試験ではないから。
20	10060	国家資格としての地位を確立していないから。
21	10125	今の組合では能力・機会は与えられない。
22	10345	最終的な決定権がない。
23	10728	仕事上そこまで関わる事がない。
24	10481	資格であり、免許と違うため。
25	10594	資格に対する認知が低く、その身分も保障されていないから。
26	10600	資格を取得していても知識と経験が豊富な訳ではない。
27	10032	事務局運営によって給与を得ているため。
28	10540	自分の業務内で関わっています。
29	10497	自分の仕事で手一杯。
30	10215	社会からの認知度が低い。
31	10774	社会の認知度が薄い。
32	10055	社会的地位が低いと思われるから。
33	10057	周囲（現職時の）の認識不足もあり、資格の有無で変化なしだった。

SEQ	S-No.	Q5. 組合士が今後専門性を発揮できる業務 … あまり関わることはできないと思う理由
34	10562	所属していなければ、他組合のサポート等あまり需要があると思えない。組合に所属していれば内部の活動が中心となる。
35	10511	上記1～3の回答は事務局職員であれば誰でもできる。
36	10082	専門性が中途半端、試験自体もレベルが低く、業務につながると思えない。
37	10014	組合でないため。
38	10465	組合ではないため。
39	10294	組合と言ってもその業種により又一からの勉強知識が必要かと。
40	10607	組合の業務の中で組合士の資格がなければできないことがないので。
41	10135	組合員50くらい、事務局2人くらいだと、何も無い。
42	10661	組合員が組合に協力的でないため。
43	10396	組合士であるからという特別感がないので。
44	30024	組合士でなくとも出来る業務であるため。
45	10414	組合士でなければできない業務があまりにも少ないため。
46	10106	組合士といっても、実務レベルにばらつきがある。
47	10706	組合士のレベルが低い。認知度が低い。
48	10169	組合士の資格をとってもその所属する団体によって理解度はちがう。認知度及び試験に合格しただけでは何の役にも立たない。実務で経験していくしかない。
49	10486	組合士の地位向上がないと難しい。
50	10583	組合士の必要性が有るのか疑問。
51	10458	組合士間の高度な研修、交流が現在ないのに、無理やり役割をつくるのは、逆に問題だと思う。
52	10348	組合職員であるので、先ず自分が所属する組合運営が重要。
53	10527	組合内部に役立つもので、組合員に対しては関与が薄いと思う。
54	10725	組合理事、職場上司からの資格認知されていない。
55	10325	相談窓口等が組合士でなくても中央会の事務局等たくさんあるため。
56	10618	存在意義・役割が曖昧に思える。
57	10542	他の組合の実状等を把握していない。
58	10160	退職
59	10389	退職しているので無理（平成26年12月31日退職）。
60	10364	中央会があるから。
61	10555	中央会がまずは動くべき。
62	10077	中央会が有るから。
63	10616	中央会のあり方にぎもんを感じる。
64	10006	中央会の業務とリンクする為。
65	10230	特別な資格という気はしないから。

SEQ	S-No.	Q5. 組合士が今後専門性を発揮できる業務 … あまり関わることはできないと思う理由
66	10424	認知度が低い。
67	10331	認知度が低く、専門的活動実態が少ない。
68	10362	弊組合には組合士が活躍できる場は少なく、補助金も受けていない。組合士を取得してもそれを活かせる部署に配属されなければ意味がない。
69	10028	勉強した内容が役立っていない為。
70	10385	理解度が低い。

SEQ	S-No.	Q5. 組合士が今後専門性を発揮できる業務 … その他の内容
1	10432	1～3の関わり方がよくわからない。他にあるかというところも今はわかりません。
2	10569	④とともに自身も年齢などで難しくなった。
3	10121	かつては1～3はたいへん役立ったが、6年前退職後は関わっていない。
4	10310	なかなかむずかしいです。
5	10021	よくわからない。
6	10401	異業種連携事業のコーディネイト。
7	10080	一協同組合に一組合士の義務化（ガソリンスタンドの危険物資格のように）。
8	10669	学ぶことで組織運営が円滑にできるので、組合士資格をあえて補助金等に結びつける必要は感じない。
9	10197	監査業務
10	10622	協同組合の優位性を説明し、新規組合員の加入促進や新しい協同組合の立ち上げに寄与できる。
11	10314	業界の将来を見る見方が出来る事と、資格は全く別。
12	10282	具体的な設問でなければこたえられない。
13	10130	検定試験の位置付けで良いと思う。
14	10701	県中央会を介して行なわれる、景況調査などの業務。
15	10436	現在、組合士がどう有るべきか思案中である。
16	10605	個人としては、組合以外の団体なので組合士として具体的な活動はしていない。
17	10211	個別の業務にしばられず、全体を見わたして、組合運営を円滑に行なう手段を検討することができないでしょうか。
18	10574	行政書士法などで定められた申請の内、組合や組合員に関する申請の代行。
19	30001	行政庁への年次報告のミスチェック（中央会行務の代行）。
20	10147	在籍（組合に）中は無理だと思うが、退職後、他組合の事務サポートができれば良いと思う。
21	10101	司法書士の事務（現実に登記等は実施しているが…）。
22	10412	自己のスキルアップということだと思う。
23	10301	自組合の事務サポート。
24	10349	自分の所属する組合の定款改定や規程整備。
25	10201	社会に貢献できることはいくらでもある。
26	10011	受検のためだけのフォローしかない。
27	30006	所属組合の業務に関わり、外部には関われない。
28	10778	所属組合の業務に関わり、外部には関われない。
29	10115	情報化を先導する。
30	10255	職員や従業員という立場であり、他組合等のサポートより、自らの職場の仕事が優先する。
31	10758	新規組合の設立。
32	10448	税理士と連携し、経理・税務に詳しくなる等、幅広い知識を高める。兎に角、資格者の研修を重ね組合（会社）から頼りにされる者になること。

SEQ	S-No.	Q5. 組合士が今後専門性を発揮できる業務 … その他の内容
33	30032	組合そのものの運営に加えて、組合員企業へのサポートができる能力を身につけて活かしていくこと。
34	10141	組合に勤務していると自身の仕事以外に他人に応援することはむずかしい。
35	10226	組合に出入しているサラリーマンの独立支援、組合員のスタッフの独立支援をしている。
36	10250	組合の意義について啓蒙活動。
37	10361	組合の内部統制。
38	10264	組合以外の業態に積極的に広く活動して認知を深める。
39	10531	組合員に対する、組合の存在意義・相互扶助精神等の指導。
40	10767	組合員の経営診断役及びサポート役。
41	10007	組合員の経済的地位の向上。
42	10387	組合員事業発展への寄与。
43	10354	組合運営にとどまらず、組合員の企業をコンサルティングできるような資格にすべきと思う。新規事業、経営のアドバイザーとなるような！
44	10248	組合運営を“正しく”サポートする事。
45	10707	組合運営を円滑に進める手段の構築。
46	10476	組合解散の申請事務。
47	10427	組合活性化のコンサルティング業務。
48	10582	組合士だからといった特別な意識はない。組合員に信頼される事務局として幅広く業務に携わること。
49	10293	組合士でなければできない業務とかではなく『1組合1組合士』の義務化ができればよいと思う。
50	10043	組合士でなければできない業務等を設ける。
51	10133	組合士のおかれていた環境に左右されると思う。
52	10265	組合士の資格がなければできない仕事を作る。
53	10295	組合士の資格取得されている方は、中央会以外は商工中金、中小企業組合等があるが、勤務実態によって関わる業務が変わってくると思われます。
54	10773	組合士の独占化より、業界の底上げ、認知活動をより優先すべき。
55	10187	組合士協会の活動を通じ、組合員へ他組合との比較、提言。
56	10402	組合指導を組合員企業までに拡充。
57	10283	組合事業の改廃判断の適正化。
58	10632	組合事務・経理事務
59	10342	組合事務局の信頼感アップ（引き続き）。
60	10119	組合設立し60年近く組合員の意識が薄くなっているため法律をしっかりと守らせる役目があります。
61	30012	組合同士のつなぎ役。
62	10724	組合必置資格とする。事業報告書への記載義務化。
63	10323	組合法にて1組合1組合士を置くような、規定に行くと良い。
64	10573	相談までできなくても、第二の意見を聞けるようなことは意義があると思う。

SEQ	S-No.	Q5. 組合士が今後専門性を発揮できる業務 … その他の内容
65	30013	他組合との連携をもつことで、新たな業務を提案していく。
66	10426	地区内（中央会が常駐していない場所）でのサポート（助言など）。
67	10010	中央会事業への参画。
68	10249	中央会組合設立指導時に他組合の組合士から同行願い、組合活動、事務局のあり方等説明していただく。
69	10418	中小零細な商店街等の組織化のサポート及組織の運営。
70	10768	働く方々に組合の意義を伝えていくべき。
71	10015	特にありません。
72	10276	独占業務、免許業務があるとステイタス向上につながる。
73	10213	労働組合のようなものが無いので関わられたらいいかなと思います。

SEQ	S-No.	Q6-2. スキルアップを考える部分
1	10702	MBA等他の高レベルの資格取得。
2	10436	コンプライアンスや経営分析等の資格を取ってスキルアップを図った。
3	10458	そもそも、中小企業・自営業の地位向上がなければ、お話にならない。事務局員がどんどん減少していることも課題。中央会職員が、准公務員みたいになっているが、中小企業の活性化を目的に、公費で事務局員の配置が必要。その職員の高度で集中のできる専用研修所で、組織者（オルガナイザー）になることが大事。
4	10401	プロジェクト管理、新規事業開発
5	10724	プロモーションやイベント企画能力。
6	10070	各業界の現状・課題を理解することが本人のスキルアップになると思います。
7	10518	既存組合に組合士の受講観奨が必要だと思う。
8	30010	契約時等における法的知識の向上。
9	10666	経営に関する問題／特に現業界の中での経営。
10	10714	経営環境に応じた経営者の改善能力。
11	10427	現役で活動していると仮定すれば、1～10すべてが必要と思う。
12	10509	実務から離れ、時間がたっているので、組合制度の有利な点メリットをもう一度基本を新しく確認したい。税制とか、運営とか。
13	10768	社会への還元・貢献をするにはどうすれば良いか。
14	10265	社会全般の基礎知識。
15	10615	集団活動では共通するもの。
16	10498	助成金活用等の情報入手と申請方法。
17	10097	助成金等申請等、情報収集。
18	30013	職員が少ないので、全てをこなす力量アップ。
19	10767	職場内の仕事の効率化。職場内の正しい人の評価。
20	10201	人の出来ないことに挑戦する。
21	10694	税務知識、法務知識のスキルアップのため他資格（国家資格）を取得。
22	10448	全てにおいて必要だが、それぞれが得意分野を持てるようサポートして欲しい。
23	10622	組合が進むべき方向性。
24	10496	組合に従事しないと感しない。
25	10250	組合の活性化方法。
26	10118	組合を8年前にリタイヤしたので今は考えていない。
27	10136	組合向けのビジネスモデルの作成と普及。
28	10283	組合士だから出来る事を探すのではなく、高い問題解決能力のある組合士。
29	10325	組合士としてではなくても仕事を行う上でスキルアップしたい。
30	10274	組合士なら、すでに全てを持っている。
31	10319	組合士のレベル（能力）は低い。

SEQ	S-No.	Q6-2. スキルアップを考える部分
32	10036	組合収益拡大に関する知識、方法。
33	10682	組合制度知識、組合運営知識、組合会計知識、税務知識、法務知識、総務・労務関係知識、I T・情報処理能力、パソコン操作、コミュニケーション能力、問題処理能力、スキルアップ全て必要。
34	10007	退職しています。
35	10212	担当部署等組織化している職場（組合）では事務手続（県中央会）の業務に直接関わらない組合士は合格していない職員等から少々の嫉妬心もあり、逆に職場の雰囲気では足かせとなる傾向もある。
36	10418	知識や事務能力（スキル）のアップよりも組合運営能力のアップを図りたい。
37	10147	中小企業への施策や補助金活用策、広範囲にわたる情報収集能力、資金調達方法など。
38	10412	町が活性化しないと組合も衰退するので大きな観点で地域活性化の方向性を学びたい。
39	10121	特になし。
40	10385	特になし。
41	10542	必要性は感じるが年齢（64才）的なものがあり…。
42	10088	法的な制度が改正になった場合の理解。
43	10129	役員（理事）は非常勤のため組合の仕事に時間手間を割けなかったようなので常に解決策を提示することを心掛けました。
44	30029	労務の改正により強化すべき。

SEQ	S-No.	Q7. あれば良いと思うサポート
1	10709	「組合士」の存在のPR→社会への告知。
2	10591	「組合士」の存在や意義を組合や中小企業に浸透するよう普及活動をしてほしい。
3	10226	・自分は、同業種組合に勤務しているが、他業種の情報と、事務局情報を知ると世界が広がると思う…。コンサルタントの講師より、企業家の講師を！！ ・他の組合事務局職員が行っている事が、事務処理が多いと思える。これからは、企画提案力が必要と思う。（プランニング力、プレイヤー力）。
4	10390	・新たな時代に対応した組合活動（事業）のあり方の研究 それに関連した組合士の活動の位置付けを考える。
5	10767	・組合士を取得されている方の中にも有効に活躍されている方もいらっしゃると思いますので、そういった例を図書で紹介していただけるといいと思いました。
6	10359	・組合士活躍状況の情報提供 「全国組合士だより」を読んでいるが、その中で組合士が具体的にどのような仕事でどのように活躍されているか等の情報があれば、他の組合士も影響を受け、スキルアップへとつながると思う。
7	10550	・組合士協会の運営は、全中・県中央会・商工中金等の補助と賛助（組合）会費で大半をまかない、組合士個人の会費は低く抑えるべき。 ・協会の参加は、組合の在籍にかかわらず資格者個人をベースにすべきで、全中は全県に指導すべき。 ・資格者を組合に置くよう指導。
8	10279	・地区別研修会（道南、道央、道北、道東）の開催。
9	10010	・中央会での組合士の位置づけ（地位向上）。
10	10307	⑧組合士（協）会 静岡はある。
11	10213	I Tを使った活用方法。
12	10702	Q 6 - 2のスキルアップの為の学習費用の助成等があれば学習意欲が高まります。
13	10401	イノベーション創出機会となる場の提供。中小機構のTIPS事業のような事業。
14	10201	サポートを望むのではなく、中央会・協会に貢献する気持が必要だと思う。
15	10658	スキルアップ研修
16	10124	スキルの次代につなげる場の紹介。
17	10497	セミナー等の機会、交流機会の拡大は非常に良いと思うが、勤務時間だと人手が不足しているので、6時以降の開催を望む。
18	10458	そもそも、組合職員を取りまとめるセンターが必要。中央会職員が片手間で事務代行をしているようではダメ。専従職員が複数で設置されるべき。
19	30002	なし。
20	30003	なし。
21	10488	なし。
22	10720	なし。
23	10622	ブロック研修等で、他県の会員ともっと交流し、悩みや解決方法の事例など、話し合いたい。
24	10493	もう少し組合士の存在をPRして欲しい。組合員でさえも「組合士」というものを知らない人がいるため。
25	10135	もう組合を退職して、5年経過、在職中は、講習会や研修会で他の組合の人と、話をすることが楽しかった。
26	10127	過去のスキルを十分に活かせるような職業、企業の紹介、あっせん。
27	10199	海外視察ツアー（新規事業のマッチング）

SEQ	S-No.	Q7. あれば良いと思うサポート
28	10131	各種情報（特に法改正の内容等）を早く提供してほしい。
29	10558	協同組合は全体にPRをしていない。PRが下手。もっと組合をPRすべき。仕事を増加させる努力。組合士の仕事も増加させることに繋がる。仕事が無ければ楽しくない。
30	10350	協同組合運営に関するスペシャリストとして、他の組合からの組合運営に関する相談対応業務等が必要と考える。
31	10757	結婚や出産、転勤等で退職した後、住居地域の組合士として仕事の紹介や照合などがあればとても助かります。現在、組合士の資格があっても、全く別の業種で働かなければならない現実があります。
32	10717	権限の強化。
33	10134	研修セミナー機会が少な過ぎ、資格の維持すら危ういです。特に、東京以外の地では圧倒的に研修機会が少なく大変です。
34	10013	厳しい経済情勢の中、組合員が集り、話し合い、勉強し合い、現状を打破する助け合い、ヒントを得る場が必要と思う。
35	10121	現在、協会員に県中央会の会報と協会全国連の会報が配布されているが、このサービスはずっと継続してほしい。
36	10211	個々のスキルアップの機会を増やすためのセミナーやワークショップの開催が地方でもあれば参加しやすいです。
37	10185	講習会等、積極的に行っており継続を望みます。
38	10662	講習会等において、もう少し科目等を絞って事例などを紹介していただければと思います。
39	10436	講習会等無料で願います。現在無職の為「定年等退職後の職業紹介」が多いといいと思います。中小企業団体中央会だけでいいと思う。
40	10203	国家資格になれば良いと思うので、国に対しそのはたらきかけをして頂きたい。
41	10728	国家資格までとは言わないが、もう少し資格の位が上がればと感じる。
42	10468	私は、長野県中小企業団体中央会を定年退職して、現在、行政書士事務所を開業していますが、各事業協同組合の顧問、相談役として、積極的に紹介していただければありがたいと思っています。特に近年、外国人技能実習生を受入れる中小企業等協同組合が問題をおこしている例が数多く見られ、新法では中小企業協同組合が管理団体として、国の許可が必要になるとのことですが、そのような組合に顧問、相談役として適法な組合運営指導に参画できる道を作っていただけたらと思っています。
43	10212	資格更新に必要な中小企業組合士スキルアップ研修の会場他を増やして頂くと有難い。私は勤務地が福岡県福岡市なので助かっています。
44	10172	収益事業の情報交換。
45	10054	就労斡旋（組合への）。
46	10313	所属組合へのアピール。
47	10613	上記があれば良いと思うが、参加出来ていないのが現状。
48	10233	職場において必要である事がわかる（上司等に）事を、具体的に教えてくれる事。
49	10708	職場内ですら組合士であると認識をされていないので取得者である事のメリットを感じられる場があると良い。
50	10080	新規設立および代表理事就任時に理事長個人宛に組合士の説明、義務化の通知を出したら？
51	10768	人を幸せにするには、日本が総ての負の側面をお持ちの方とも、少しでも幸せに生きる国になる学び。例えば貧困家庭の子供たちなどなど。
52	10418	人的交流の場、機会の拡大。

SEQ	S-No.	Q7. あれば良いと思うサポート
53	10342	税務面、法律面の専門家のサポート常設。
54	30008	専用SNSで相互にサポート、情報提供…等。
55	10715	全国の事業協同組合等の求人案内。
56	10195	組合での活躍の状況など現場の声の情報提供の充実をお願いします。
57	10293	組合に組合士の必要性をアピール、説明してもら。待遇改善について説明してもら。
58	10097	組合を有効活用するツールの開発。
59	10004	組合員である企業が参加できる各種見学会。
60	10542	組合員数に応じた組合士設置といったものなければ組合士の必要性が出てこないように思われ、組合士でなければならない事柄というものも明確になっていない。又、組合によって定款も違うため、事務サポートと言っても難しいものがあると思われる。
61	10672	組合運営上の悩みなど、意見を交わしあう組合士の会があると、厳しくとも前向きになれるヒントが見つかるかもしれないと思います。
62	30013	組合士が在籍している組合にメリットがあればよい。例)、商工中金からの借入金利が軽減される。補助金が、増額される等、組合にメリットがあれば、理事長も理解してくれると思う。
63	10750	組合士そのものの理解を得る為のP. R。組合にとって組合士はどのように貢献できるかのP. R。
64	10036	組合士について社会一般に周知させてほしい。
65	10159	組合士のOB会。
66	10362	組合士の価値を高める取組み、各組合への働きかけ。
67	10594	組合士の国家資格化。
68	10179	組合士の国家資格化。
69	10411	組合士の国家資格化等、組合士が国民に認められるようにして欲しい。
70	10349	組合士の知名度が低い(中小企業診断士と間違えられる)ので、中央会を通じて、もっと広報活動をしてほしい。群馬県の組合士協会が、よく分からない。
71	10273	組合士の地位向上 組合士という言葉すら組合員は知らない。
72	10031	組合士の地位向上、社会的認知度が高いこと等が前提だと思います。
73	30021	組合士の認知度を高めるための「イベント」や「企画」等の提案と実行部門の設立。
74	10269	組合士を国家資格としたら良い。
75	10028	組合士を持っていることで業務においてどのように活かしていけるかを教えていただきたい。
76	10132	組合士検定受験者のサポート(勉強会など)。
77	10283	組合士更新時の論文審査を充実し、その公開機会を作り継続学習意欲を盛り上げたい。
78	10494	組合士資格の評価アップ、認知度アップ。全国中央会含む各都道府県中央会のHPに組合士の説明等を掲載。所属中央会(協会)及び全国中央会(協会)のHPに組合士がいる団体を掲載して認知度を上げる。
79	10249	組合士受験のための準備講座(講習会)の実施(実施している中央会もある)。更新時、単なる中央会のセミナー、講習会参加ではなく、組合士を対象とした(取得年度別により)更新講習会の実施(組合士の資質向上につながるもの)。
80	30030	組合役員への組合士の認知度を高めるような取組が欲しい。
81	10427	他組合との短期の人事交換。(留学的交流)。

SEQ	S-No.	Q7. あれば良いと思うサポート
82	10443	退職後の年会費負担 5年ぐらいは、会社負担（個人として）。
83	10375	知識の習得（継続した）。
84	10516	地方での研修がないので、参加できない。よって地方会員の為に地方での研修を行なって欲しい。北海道であれば札幌ばかり、地方都市でもお願いします。
85	10414	地方の中央会は力がない。組合士に対する支援が全くない。中央の中央会が地方に対して、もっと働きかけないと動かない。
86	10724	地方創生のプロジェクト等を企画し、組合士が活躍できる場を創る。組合士の活躍する場をメディアに発信するなどして、プレゼンスの向上を図る。
87	10402	中央会は、より、現場主義に徹していくべき。さらにハンズオンの精神に熱意をもって指導、支援することではなく、責務をもって、指導できること。商工会議所や商工会の指導員では不可能な専門的な分野にチャレンジして欲しい。県の相談窓口のステーションとして位置を確立せよ。今や診断士の支援よりも、実務経験者を優遇してサポーターを選出している国等があることは、事実。
88	10725	中央会自体も組合士資格に重きを置いていないように感じます。（組合側の体制もありますので、中央会がこの制度に対してどのような行動をとろうが大差ないでしょう）。
89	10692	中小企業関係法、会社法、税法等の解釈、Q・Aに関するサポート。
90	10433	中小企業組合士のアピール。
91	10115	中小企業組合士を国家資格化する。
92	30017	定期的なセミナー、意見交換会。
93	10694	定年等退職後の職業紹介の機会をもっと作って欲しい。表彰制度の充実については、中央会が中心となり、組合士のスキルアップのための制度作りを検討いただきたい。私も考えていることもあるので上記の様なP Jが出来たら制度作りに参加したい。
94	10648	特にIT関連の知識・技能取得のための講習会。
95	10083	特にありません。
96	10227	特にありません。
97	10549	特にありません。
98	10546	特にない。
99	10265	特になし。
100	30032	特になし。
101	30012	特になし。
102	10205	特になし。
103	10242	特になし。
104	10261	特になし。
105	10272	特になし。
106	10403	特になし。
107	10230	問題処理能力向上のようなテーマのセミナーを開催してほしい。
108	30029	労務を強化するため経営管理者の受験。

SEQ	S-No.	Q8. 組合士活動を継続する上で重要と考えるもの
1	10542	「組合士でなければできない事（活動）」と言うのが分らない。
2	10731	なし。
3	10694	モチベーションを上げるための制度 or 仕組。
4	10136	活動の場がない。退職後の収入源となる業務。
5	10118	現役時には組合員及び組合役員の理解は重要と考えていました。
6	10666	交流の機会を増やし、会員同士の横の情報を得たい。
7	10321	行政サイドの理解、評価。
8	10394	国家資格になること。
9	10390	今求められる組合活動、事業等は何か？
10	10355	士と名がついているが全く認知度がない。
11	10207	資格の格上げ。
12	10206	資格手当（毎月）
13	10224	社会に貢献できているという実感を伴う組合士活動。
14	10015	社会的な認知。
15	10584	社会的にみた組合士に対する理解。
16	10246	社会的地位の向上。
17	10199	社会的認知度の向上。
18	10494	所属組合事務局の理解。
19	10458	政府の中小企業・自営業政策の拡充。
20	10282	設問の意味するところがわからない。
21	10155	全国中央会（中小企業庁）からの制度的支援強化。
22	10085	組合そのものの存在意義。
23	10293	組合の理解、重要性の認識。
24	10401	組合の枠にとらわれない多様な活動を許容すること。
25	10574	組合を辞めたらあまり意味を見出せない。個人で組合士となった時、何ができるのだろうか？
26	10348	組合士として活動をしていないので何も感じない。
27	10133	組合士ならではの業務、資格を生かす制度等。
28	10226	組合士のレベルが、様々であるので、レベルの高い人、多方面に活躍できる力を活用する機会があれば。
29	10036	組合士の活動を世間一般に周知させること。
30	10157	組合士の勤める組合の活性化。
31	10741	組合士の社会的地位の確立。
32	10707	組合士の存在の高揚。
33	30032	組合士の存在意義の確立、強化。

SEQ	S-No.	Q8. 組合士活動を継続する上で重要と考えるもの
34	10031	組合士の地位向上、社会的認知度の向上。
35	10319	組合士の地位向上。
36	10350	組合士の独占業務（・優先的業務）があれば資格制度として重要度が飛躍的に高まることとなる。
37	10218	組合士会での交流・研修会を通じた自身のレベルアップ
38	10414	組合士会の設立及び中央のサポート。
39	10283	組合士会運営者の固定概念の変革。
40	10669	組合士資格自体が認知されていないので。
41	10498	組合士取得の必要性。
42	10436	組合士本人・役員・組合員等の理解が必要であると思う。
43	10509	組合士制度の理念。司法書士や診断士のような土台が定まっていない。
44	10106	組合制度の社会的発展。
45	10007	退職しています。
46	10757	退職後も組合に引きつづき関わられるような、次の仕事の紹介など。
47	10139	知名度のUP。
48	10504	中央会の職員は率先して組合士を取得することが大事。
49	10737	中央会の積極的リーダーシップ。
50	10616	中央会自体の改革。
51	10052	中小企業組合士の周知度向上をさらに図るべきと思います。
52	10169	当組合は60才が定年退職です。やめて組合士であれば定年の延長を義務づけてもらいたい（62才～65才）。
53	10121	特になし。
54	10159	特にナシ。
55	10014	特になし。
56	10724	独占業務を持たせる等、特権が必要。
57	10773	熱意ある組合を支えるという全体の覚悟。
58	10768	必ず、より大きな効果が得られる、発揮できる。

SEQ	S-No.	Q9. 退職後の組合士活動についての意向 … あまり活動はしたくない理由
1	10673	「老害」になりたくないのです。
2	10295	53才頃に脳梗塞をわずらい、定年退職後は余りストレスを感じない生活を心がけています。
3	10206	それほど優秀ではないため。
4	10168	ない。
5	10446	ニーズがあまりないように感じる。
6	10207	何の役にたたないと思うから。
7	10414	活動したくても活動できる機会を感じられない。ありそうにない。
8	30004	活動する場がない。
9	10080	活動の場とはなりにくいと思う。
10	10360	現在も組合士としての活動はしていない。
11	10060	現段階で退職後の事は考えられない。
12	10141	個人としていままで以外の活動を考えたい。
13	10131	後任（中央会退職者）に一任したため。
14	10726	高年令の為。
15	10416	高令
16	10108	高令なので退職したら終り！！
17	10094	高齢のため。
18	10181	高齢の為。
19	10217	国家資格でない為。
20	10362	今のところこの組合士を取得してメリットは一つもないから。
21	10036	今の組合士の状況ではメリットがない。
22	10337	今後仕事する予定がない。
23	10323	仕事が忙しく、とにかく休みたい。休養したい。
24	10289	仕事を離れたら別の社会活動に参加。
25	10383	仕事の事をしたくない。
26	10355	士と名がついているが全く認知度がない。
27	10570	事務局に勤務していてこそその資格だと思うから。
28	10660	自分の趣味を楽しみたいです。
29	10055	自分の能力不足の為。
30	10138	自分自身の能力が中途半端だと思うので。
31	10164	新しい事についていけない。
32	10202	世間に知られていない資格だから、必要にされるのか不明だから。
33	10387	世代交代すべき。

SEQ	S-No.	Q9. 退職後の組合士活動についての意向 … あまり活動はしたくない理由
34	10389	責任を考えると迷惑をかけるといけない為。
35	10238	組合に70才まで在籍するため。
36	10493	組合活動は若い世代に任せるべき。
37	10594	組合士として必要されていないから。
38	10157	組合士の勤める中小企業等組合は、組織の運営が難しく退職後は係わりたくない。
39	10085	組合士の存在が理解されていない。
40	10028	組合士自体がどのようなものかわからない。
41	10249	組合指導からはなれ、遠ざかったため。
42	10129	怠け者ゆえ。
43	10521	退職後は、のんびり生活を楽しみたい。
44	10279	退職後は、組合士とは別の活動をしたい。
45	10728	退職後はゆっくりしたい。
46	10194	退職後は違う世界で生きていく。
47	10265	退職後までやりたくない。
48	10547	退職時は高齢(72才)であり、他の活動がしたい。
49	10187	当組合には自分を含め3名の組合士が在籍。辞める時はそれで終わり。
50	10565	年令的に無理。
51	10385	必要性を感じない。
52	10184	余生を違った形で人生を歩みたいと思っている。

SEQ	S-No.	Q9. 退職後の組合士活動についての意向 … その他の内容
1	10509	I T関係で新たに起業する若者達に、組合のメリットを布教したい。例えば、簡単にできる企業組合や、LLPなど、固定資産税の減免がある、事業協同組合など。
2	10048	キャリアが役に立っている（退職している）。
3	10458	そもそも、退職後、年金で喰っていきける、現職時代の給料の改善が必要。年金受給しながら、細々と専従職員とならざるを得ない状況が問題。
4	10454	まだ考えていない（退職後のことを）。
5	10263	まだ特に考えていない。
6	10611	まだ分からない。
7	10699	よくわからない。
8	10375	わからない。
9	10436	一生組合で働ける様にしたら良いと思う。退職がない様にしたいたい。
10	10214	会社を退職して2年余、退職直後は組合事務局等への再就職を希望していたが、なかなかみつからなかった。（地方では難しい）。
11	10293	活動をしたくても、活動の場、必要性がないように思う。
12	10013	現在、株式会社（設立）へ転籍したため、組合士活動は行っていない。
13	10599	現在は何も考えていない。
14	10159	現在も、組合以外のところに就職している。
15	30029	現在退職後設立した組合で代表理事を努めている。
16	10224	考えていない。
17	10012	今は協同組合に在籍しているので、組合士の資格の必要性を感じているが、退職し、組合の事業から離れた時必要としているかわからないので、なんとも言えない。
18	10088	在籍時の組合の（業務、運営など）相談役的活動。
19	10582	仕事があれば別だが、それがなければ活動する目的がない。
20	10241	資格の維持。
21	10439	資格を持っていても権限もないし頼りにされることもほとんどない。有資格の者より、長年在職している人の方が大事にされるから。なので今の状況のままでは退職後、どこかから必要とされることがあるのか疑問があります。資格を持っている者は皆、意欲はあるはず！！（Q8）
22	10342	質問の意味が分かりません。（退職後も仕事を続けるとすれば、別途就職することですか？）。
23	10768	社会への貢献活動を続けたい。
24	10720	趣味に重点をおくため。
25	10192	趣味の将棋、盆栽の仲間との交流を深めたい。
26	10256	所属会社への組合士活動のとらえかたとなるので、退職後は、きびしい。
27	10694	上記の様な監査制度構築及び監査実施を行いたい。
28	10600	職退後のことまでまだ考えられない。
29	10190	税理士事務所のため、退職は廃業となるため。
30	10223	全く別の分野の活動を考えている。

SEQ	S-No.	Q9. 退職後の組合士活動についての意向 … その他の内容
31	10121	組合運営から退いて5年、今は活動してなく、今後もない。
32	10205	組合士が活躍している有効事例の紹介。
33	10495	組合士として活動してこなかったのが、今後も難しいと思う。
34	10686	組合士による企業組合を設立し中央会の巡回支援の補完業務。
35	10226	組合士のレベルもあるが、キャリアを見て、どこえでも使えるような機会を。
36	10527	組合士の資格が組合以外で役立つのか疑問。
37	10496	組合士の資格をもっていることで現在は考えています。
38	30006	組合士は、在職中に活用、退職後は考えていない。
39	10778	組合士は、在職中に活用、退職後は考えていない。
40	10741	組合士優遇の職業。
41	10283	組合事業運営当時者として事業活性化に汗をかく。
42	10275	組合事務局の勤務経験がない。
43	10268	組合事務局への就職での活躍しかないのではないかとされます。
44	10548	他から必要とされ、お役に立てる自信があれば応じたい。
45	10007	退職しています。
46	10082	退職後に「組合士」として活動できるとは思えない。
47	30032	退職後に組合とどう関わるか（関わらないか）は、よく分からない。大切なのは「何のための組合士か」を考え、そのためにできる事はしていきたい（逆にじゃまになってはいけない）。
48	10443	退職後は、会社へ行きにくい環境。
49	10032	退職後は、組合士資格を返上する予定。
50	10193	退職後は一切活動はしない（余世は自分のために使用）。
51	10278	退職後組合士活動をしているので該当しない。
52	10724	地方創生の手伝い。
53	10261	中央会に37年間勤務し昨年3月退職しました。福祉施設で現在働いております。
54	10042	定年退職後の再就職先での資格活用。
55	10254	定年退職後は特に組合士の資格を持っていても活動する場がないのが実態です。
56	10248	当面現職の予定であるため、退職後の計画はたてていない。
57	10191	特になし。
58	10348	特に何も考えていない。組合士が広く知られていないので無理ではないか。
59	10499	特に考えていない。

SEQ	S-No.	Q10-⑤. 資格取得支援/その他
1	10108	(なし)と言うより、自費で処理しているから…。
2	10487	35年以上前のことですので金額は不明です。
3	10202	ただし、1回目の受験料、落ちたら2回目以降全額自額。
4	10173	テキスト代の負担。
5	10350	なし。
6	10762	一時的手当支給
7	10334	一切なし、個人で負担。
8	10273	県外で開催される研修会等には参加したことがない。
9	10574	参考書購入費
10	10088	私が資格取得した当時はなかったが現在の人には全部支援ありに改善した。
11	10576	試験合格時に祝金3万円。
12	10626	試験対策セミナー参加。
13	10051	試験費用、旅費、更新費用の全額補助。
14	10279	試験不合格の場合、試験費用半額個人負担。
15	10475	資格取得時(合格時)祝金3万円
16	10545	資格取得時に自己啓発手当として50000円支給。
17	10704	資格取得時に奨励金の支給あり。
18	10069	資格取得時祝金、補助については1/2。
19	10064	資格要件(昇進、昇格)
20	10112	取得時に1次金10000円
21	30029	取得時の組合ではなし。
22	10548	受験講習会への参加全額補助
23	10493	中央会試験対策講習会費負担
24	30024	年会費は、組合負担→⑦
25	10393	年度末賞与の際、一時金(5万円)が出ました。
26	10323	普及をし、組合にこの資格の必要性を認めさせないと、資格手当は難しい。
27	10362	未だ更新していないのでわからない。

SEQ	S-No.	Q10-⑩. 組合士活動支援/その他
1	10506	※所属していた時の状況。
2	10051	すべての費用の全額補助。
3	10350	その活動内容により、業務の範疇か否かを都度判断していくこととなる。
4	10458	そもそもそんなに活動がない。
5	10362	わからない。
6	10334	一切なし、個人で負担。
7	10481	活動に参加していない。
8	10263	活動に参加していないのでわからない。
9	10368	活動はしていないが、活動するとすれば、全額負担してもらえる。
10	30029	現在代表理事なので問題はない。
11	10582	懇親会参加費用全額
12	10548	懇親会参加料全額補助
13	10305	参加していないので不明。
14	10159	参加は自由。
15	10411	出張扱
16	10496	上記の案件は本人が必要（参加すること）とする事を説明し了解が得られれば全額負担。
17	10634	全額出してもらっているので具体的にわからない。
18	10108	全部、自費で処理。
19	10565	組合として組合士に対する認識がない。
20	10393	組合士会が無い為、ありません。
21	30013	組合士会に協賛金を10000円支出している。
22	10233	組合士会に入会させてもらっていない。
23	10069	補助については半額。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
1	10689	〈検定試験について〉H27. 12月3科目受験しましたが、テキストと問題集の内容が古く、特に、「組合運営」では、労務関係の問題で法改正が反映されておらず、解決も訂正されていませんでした。全科目とも、誤字や文の誤りがあり、初学者としてかなり苦劳しました。今後の受験生のためにも、一度全て精査の上、正誤表をつけるか、改訂版を出した方がよいのではないのでしょうか。「組合会計」の試験では、解答用紙の損益計算書の科目名を「未払法人税等」とすべきところが、「未払消費税等」になっていたように記憶します。
2	10249	「1組合1組合士」のスローガンのもと制度普及、関心をさらに高めることが必要。
3	10152	「事務局長」は組合士の資格をもっている者が望ましいことをPRしてほしい。
4	10682	「組合士」という資格が、公的資格、民間資格など位置づけが確定されていない。認知度のPRを求める。
5	10493	「組合士」を対外的にもっとPRして欲しい。
6	10445	「組合士でなければならない業務」を設けるべきである。そうしないと地位向上はありえない。
7	10266	・もっと組合士制度をピーアールする必要があると思われる。
8	10727	・国家資格にするようお願いしたい。 ・組合士増加のための制度改善（業務歴等）。
9	10458	・組合への直接的な公費支援前提が必要。当面中央会が財政支援を行うか、行政からの財政支援を要請し、研修、視察、交流を月一回ぐらいできるようにして欲しい。→「組合士にならないと損」と思えるぐらいに！！
10	10343	・組合士資格取得へのPRをもっと強く。 ・一組合一人の資格者の設置の義務化。
11	10652	・知名度を高めて欲しい。 ・組合士の取得者を増やす方策を。
12	10226	・中央会の最近の職員は、国県等の施策を中心にする事が多く、企業・団体の事務企画に携さわる人が、非常に少ない。（企業経営のアドバイスの出きる人がいない状態である）。
13	10006	・特段なし。
14	10588	1. 組合士の国家資格への要請強化。 2. 各県中央会組合士会への予算強化、支援。
15	10121	1. 組合士への公的資格の付与。 2. 組合士の公的職務の付与。
16	10202	PR・周知不足。受験会場まで遠い。各県で受験会場があれば、受験者は気持ち的に楽である。
17	10694	Q7の様な制度も検討いただきたい。
18	10050	あまり知られていない為、役員の理解が乏しい。資格を取得しても、何も変わらなかった。
19	10688	ありません。
20	10733	いつもお世話になっており、今後もよろしく申し上げます。
21	10471	くわしい求人情報をのせてほしい（職安ネットみたいな）。
22	10136	こういう調査は以前実施してきたが、資格が現職時の待遇改善や定年後の再就職あるいは独立（創業）のできるような資格になるといい。
23	10454	スキルアップ研修の東京会場開催が年に1回、同じ時期にあるため、何回か複数回設定して、1回のがしても、別の会に参加できるようにして下さい。
24	10393	せっかく資格を頑張って取得したのに活かさきれてない部分が多い。国家資格みたいに独占業務として扱われるようにならないと、受験するメリットがないと思う。
25	10497	セミナー等の開催は6時以降か土曜日開催を望む。
26	10168	ない。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
27	10187	なし。
28	10658	なし。
29	30002	なし。
30	30003	なし。
31	10418	なし。
32	10272	なし。
33	10066	なし。
34	10158	なし。
35	10059	なし。
36	10026	なし。
37	10552	なし。
38	10108	なし。ご苦労様です。
39	10706	マンネリ化している。組合士制度の認知限界か。当初のパワーが見られない。
40	10231	もっと組合士を増やすべきと考える。
41	10283	医師、弁護士等の従事資格ではなく、情報処理技術者資格のように、知識水準の目ヤスを共有する資格を目指すべきが組合士。
42	10427	一級、二級の国家資格の実現。
43	10254	一般的に知られていないと思う。もっと組合士制度のPRをした方がいいと思います。
44	10444	下記の通り（中央会の組合士（協）会への考え方が変わればと考えます）。給工現職職員の組合士、退職した組合士、両面からの支援お願い。
45	10468	各県中央会の指導員は、忙がしがっており、個別組合運営指導に深くコミットできないと思われるので2～3の組合の顧問・相談役としてのあっせんをしてほしい。
46	10350	各組合に対し、組合士の必要性の訴求・努力が欠けている。中央会自身がその必要性を感じていないのなら、この制度に多くを求める必要もなくなる。
47	10009	活動の活発化。
48	10233	具体的にどんな活動をしているかを教えて欲しいです。
49	10223	経済産業省による組合士制度のPR。
50	10715	継続の為の研修の回数が少なすぎる。
51	10002	検定制度から国家資格制度に移行できるように努力していただきたい。
52	10078	研修が充実しており助かっています。
53	10118	研修会、講習会の開催。組合勤務年数によつての資格取得制度。
54	10134	研修機会の増加。就業支援。
55	10368	現在、知名度が低く、組合士の資格を持っていても、あまり役に立っていない。組合士でなければできない業務があれば良いと思う。
56	10569	現在ご案内下さっている範囲で期限（2019）内。
57	10357	現職の組合士制度は現行のままで良い。高校生など就職用の資格としての組合士制度の整備が有用。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
58	10614	交流会の開催を強く望みます。
59	10094	公的資格に格として下さい。
60	10349	広報活動による組合士の認知度向上。
61	10639	合格者が即組合士になれるよう実務3年を撤廃したらどうか（組合の推薦など）。
62	10077	国家の制度になれば良い。
63	10180	国家試験レベルまでのスキルアップが、理想ですね。
64	10131	国家資格となるよう政府等に要望してほしい。
65	10565	国家資格になると考え現在迄希望を以っていたが、以降も組合士諸君の為にあって欲しい。
66	10046	国家資格に今後なってほしいです。
67	10276	国家資格への格上げ。
68	10575	国家資格への格上げ。
69	10720	国家資格への格上げの努力をお願いします。
70	10756	国家資格まではいかなくとも、組合士制度の認知度があがればと思います。
71	10031	国連は2012年に、「国際協同組合年」と定め、貧困削減や雇用創出、社会的統合など協同組合による社会経済開発への貢献に当を当てました。この意義を如何にして発信して行くかが課題だと思います。
72	10153	埼玉県在住で都内の組合に勤務しています。パート先を変えたり無職のこともあるので資格取得時の所属（東京都）が固定するのは不便です。
73	30029	山形県では県組合士会は休暇中であるという。
74	10218	試験が難しいとは思わないが、もっとやさしくして組合士の人数を増やすべき。40～50才代の受験者を増やし、合格者を組合士会に入れる。交流を図る。
75	10570	試験の名称の変更、組合士の試験だと分かりづらい。
76	10082	試験をみてもレベルが低い。これでは専門的・独占的な業務ができるとは思えない。組合士を1つの職業として成立させるよう、展開してもらいたい。
77	10485	資格として「公」に認知されるよう運動してほしい。
78	10584	資格として取得した以上は、有効活用できる環境に期待したい。そのために更新登録してきている。
79	10725	資格をとって数十年たちますが、何ら実益を得たことがない。第二の人生の職なら良いが、人間であるのでモチベーションが保てるような実益を求めたい。従ってこの制度自体、組合（理事）の認識がなければもう制度自体無意味と思う。
80	10323	資格を公認か公的か良くわかりませんが、認めてもらい（国等）、1組合1組合士としてもらいたい。
81	10405	資格を生かせる職場がない。
82	10235	資格を保有していても取引先等に対し保有メリットを提示出来ない為、国家資格等への格上げを実施し組合士（士業）の地位向上を願いたい。
83	10679	資格取得後（約）10年経過後、昇級試験を行う。合格者には上級（又は特級）などの呼称を追加する（能力アップを目指し、且評価を与えるため）。
84	10414	資格取得時の前には、何回か試験に向けての勉強会があるが、資格取得後は、地元の中央会において何の動きもない。
85	10480	資格要件の緩和をして先づは数を増やす事から国家資格へ。
86	10531	事業協同組合等への組合士選任制の採用。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
87	10080	事務局長10年以上の人には、3科目中2科目合格でも“合格”としたらと思っています。組合士の増加と認識のために。
88	10741	社会的権威がない。名前だけの組合士は意味がない。社会的権威がある制度に改善して下さい。
89	10199	社会的認知度の向上。
90	30021	社会的認知度やステータスを高めるための活動を強化して欲しい。
91	10361	取得者に対する手当を支給するよう組合へ指導。
92	10511	商工会及び商会議所の職員に対して組合士制度の普及活動を強力に展開すること。
93	10518	将来的に国家資格にして法的に設置義務を課すべきだと思う。
94	10213	職業紹介
95	10178	新設組合へのサポート。
96	10434	世間一般に知名度の向上を図ってほしい。
97	10198	制度が、認知されていない。組合会計の知識を習得（組合士資格取得者）したレベルは、簿記2級程度はあるのではないかと。
98	10506	制度に対する社会的な認知が高まるよう期待します。
99	10459	制度のPR 認知度up 受験者の増加へ努力
100	10596	制度をさらに広く知ってもらい、地位の向上して欲しい。
101	10413	制度発足から国家試験になると言われていたが未だその方向にあらざ国への働き方を望む。
102	10195	税務関係の情報提供をお願いします。
103	10135	千葉県中央会は活気が無い。役所的というか、おとなしいというか、中央会が元気になってほしい。
104	10758	全国、県としての組合員への周知の強化、活動の拡張。
105	10064	全国信用組合中央協会との連携による、より強固な関係性を構築。
106	10558	全国中小企業大会において組合士全国会長のポストを雛壇に設ける。
107	10117	全国中小企業団体中央会に応募して組合士の資格をいただいたのですが、それまでお世話になっていた東京都中央会でなく、住所の千葉になっていた？
108	10185	全国的な活動情報がほしい。
109	10404	組合にとって必要不可欠な存在になれる様な制度にして欲しい。
110	10438	組合にとって良い制度だと思う。何とか国家資格もしくはそれに準ずる制度とするべき当局に働きかけて欲しい。それにより組合自体の社会に対する存在が大きくなり活性化する。
111	10293	組合に組合士が絶対にいないといけないという訳でもなく、独占業務もなく、では、存在の価値が薄い。もっと資格のレベルを上げてほしい。
112	10724	組合の役員でも制度を知らない人がほとんど。もう少し認知度を上げる努力をしてほしい。
113	10313	組合の理解が圧倒的に足りない。組合士としての活動が組合へもたらすメリットを感じてもらえない。この点のサポートをぜひともお願いしたいです。
114	10132	組合は昇給が難しく、組合士合格することで、給料アップを目指しておりましたが、組合士会で、資格取得者の手当額を決めてください。
115	10748	組合は退組したときは、各県の組合士会に入会するかどうかは、個人の自由意志にゆだねてほしい。全国中央会で組合士資格の認定をしてほしい。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
116	10648	組合をはなれてもっと活躍できる場面がほしい。そのためには組合士資格の認知度の向上と、組合士資格科目を増やし、診断士レベルまでもっていくこと。
117	10237	組合員及び組合役員に対して、このような資格があることの広報。
118	10577	組合士（制度）資格を国家資格にしてもらいたい。組合の実務を3年以上経験していなければ試験を受けられない…期間を設けない方がよい。
119	10598	組合士が組合を退職した時或いは資格取得後一定の条件が揃えばフリーの立場において組合の指導、相談等が出来るよう制度改正をしたらと思います。
120	10464	組合士が必要とされる制度があったら良いと思います。現在は全くの任意で何もありません。
121	10244	組合士スキルアップ研修の継続。
122	10147	組合士でなければできない業務（例えば、補助金の申請）があれば有資格者は増えると思います。
123	10712	組合士でなければできない業務が1つでもできるように、ぜひお願いしたい。
124	10092	組合士でなければ出来ない固有業務の検討。
125	10447	組合士でなければ出来ない仕事（業務）を設定いただきたい。
126	10555	組合士で勉強する内容は組合職員として非常に有効ですが、会費負担をもっと少なく（複数人在席の場合はなおさら）してほしい。
127	10585	組合士といういわゆる士（さむらい）について、世間ではほとんど知られていないと思います。この制度のPRをもっとして欲しい。
128	10442	組合士という資格をもっと知名度の高い資格への引上げ！
129	10170	組合士という名称があまりにも古めかしいので何か現代的などうか、今にマッチする様な名称に変えたらどうでしょうか。
130	10141	組合士としての資格は？ 士と名のついでいいのか？
131	10112	組合士としての地位向上。
132	10315	組合士のステータスを高め一定の規模以上の組合には組合士を置くことで義務付ける等の措置を行うことを具体化していく必要がある。
133	10234	組合士の国家資格化（組合事業にかかわる会計は、組合士でなければならないe t c…）。医療事務資格等と同じ位置づけになれば…。
134	10179	組合士の国家資格化、出来ないことがわかっているのなら、制度そのものの廃止を検討する時期ではないか。
135	10274	組合士の在籍する場合及び組合士に何等のメリットが無い。従って組合士自身の自己満足であり、組合士としてのプライドが持てない。
136	10126	組合士の社会的地位の向上。
137	10317	組合士の受験－合格－認定の期間が3年は長すぎるので1年にすべきである。（私合格から3年目で認定になりました）。
138	10321	組合士の重要性を広く認識させるような活動。
139	10617	組合士の人数を増やして、国家資格にしてほしい。
140	30024	組合士の存在意義を見出したいが、現実問題として、あまり必要性を感じないのが残念です。
141	10302	組合士の地位向上。
142	10194	組合士の地位向上。組合士が居ることによるメリット強化などの施策がほしい。
143	10517	組合士の認知度の向上。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
144	10618	組合士の役割意義の確立・地位向上を目指すためにも会員を増やす事に務めて欲しい。出来得れば国家資格に準ずる様な定義付けがあればとも思う。
145	10004	組合士はどのような仕事をすべきなのか指針、指導等の発行をして欲しい。
146	10646	組合士を業務独占資格に格上げされる様働きかけていただきたい。
147	10067	組合士を国の資格になるようにする。
148	10576	組合士を国家資格にすべく活動してほしい。
149	10713	組合士を国家資格にすることができれば、組合士の魅力が増すと思う。組合士は実務経験3年以上となっているが、期間が組合士増加の足かせになっていることと思う。
150	10767	組合士を取得しているといっても知識・経験はまだ未熟です。理想の組合士とはどういったものなのでしょう。スキルアップを図りたいです。
151	10027	組合士を増やす方策を検討願います。
152	10514	組合士会自体の資金不足の為（活動がせばめられる）。何かの事業をしなければ…。組合士会がうるおえば良い活動が出来る。
153	10474	組合士雇用組合への中央会関係助成金補助金を優先し活用できるように配慮する。
154	10264	組合士試験を国家資格の取得として中央会の役割充実してほしい。
155	10527	組合士資格に関する研修会があれば資質向上になると思う。現在は取得しただけで具体的な研修がないので、いずれ形骸化するのではないかと思う。
156	10374	組合士資格の利点がいまいち明確ではない。本人のスキルアップにとどまっているように感じられる。組合士の意義を確立していただきたい。
157	10550	組合士資格を国の認定制度に取上げ、全ての組合は組合士の登録が必要とする制度を創設すべき。（組合規模に応じ兼務可能）。
158	10329	組合士資格を国家資格に格上げすることを検討していただきたい。
159	10411	組合士自体の存在のPR。
160	10681	組合士数の増加として、試験制度の改正（具体的に実務経験を考慮）。
161	10051	組合士制度がある事を知らない組合が結構多く聞くので、パンフレットのはさみこみだけではなく、どういう制度なのか説明する機会を設けてほしい。
162	10672	組合士制度については、所属組合の理解は得ていません。でも、自分自身のやる気を起している点で、役に立っています。
163	10192	組合士制度について行政側の支援を受けられる活動を積極的に取り組んで頂き、都道府県毎に組合士協会を設立してほしい。
164	10492	組合士制度のPR。
165	10109	組合士制度の改正。①実務経験の短縮。
166	10295	組合士制度の周知普及に努めて下さい。
167	10091	組合士制度の地位向上（国等の資格制度への格上）。
168	10155	組合士制度の魅力アップ・組合士へのメリット供与・優遇措置。
169	10040	組合士制度は良いと思いますが、組合士の活躍できる環境がない。
170	10260	組合士制度を、もっとPRしてほしい。役員クラスが、組合士制度を知らない。
171	10467	組合士制度を組合役員が出席するような講演会などにおいて制度をアピールして欲しいと思います。
172	10265	組合士登録について3年は長い。1年で良いと思う。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
173	10225	組合士認定期間（5年間）に最低1回は、スキルアップ研修に参加することを義務化する事。
174	10390	組合事業の課題、今後の方向性の研究。
175	10010	組合従事者の組合士が増える為の中央会支援。
176	10654	組合設立の段階で組合士制度についてPRしていただきたい。
177	10482	組合等設立時などにおける組合士必須常任となると活動の場も広がるのでは。
178	10635	早くの地位向上。早く、国家資格になるように頑張ってください。
179	10594	早く国家資格にしてもらいたい。
180	10033	体質が古いので、新しい組合のあり方を作るべき（レポート）。
181	10590	退職後もその資格や経験を活かせる場をつくって頂きたい。
182	10768	大きい目線で日本をアップしてほしい。
183	10159	宅地建物取引業を営むに、営業所ごとに取引が必要であるように一定の国●の補助事業を受ける組合には、1人以上組合士を義務づければよい。
184	10342	知識の習得、レベルアップの面で有効な制度だと思います。
185	10456	知名度が低いので、もっとPRすべきと考えます。
186	10139	知名度を上げて欲しい。
187	10610	地位向上への取組。
188	10334	中央会の方に勧めていただき、資格取得をしましたが、あまり、活躍できていないことと、同じ業態の組合に資格を持つ方がいないので、今後の課題としてほしいです。
189	10016	中央会より組合への制度知識の普及。
190	10308	中央会職員も組合士資格取得していただかないと活性化を図れないと思います。
191	10186	中小企業診断士など他の士業団体との連携、情報交換の場があると良いと思います。
192	10401	長期計画の呈示。
193	10403	定年退職後の組合士資格の活かし方がわからない。
194	10353	都度要望していますが、資格をメジャーにしてほしい。
195	10015	当組合役員は資格について全く知識がありません。一般社会に認知されるような資格であって欲しいです。
196	10726	特にありません。
197	10702	特にありません。
198	10227	特にありません。
199	10586	特にありません。
200	10145	特にありません。
201	30027	特にありません。
202	30028	特にありません。
203	10142	特にありません。
204	10561	特にありません。

SEQ	S-No.	Q11. 組合士制度についての要請・要望
205	10504	特にない。
206	10546	特にない。
207	10436	特になし。
208	10205	特になし。
209	30032	特になし。
210	10261	特になし。
211	10217	特になし。
212	10307	特になし。
213	10692	特になし。
214	30012	特になし。
215	10242	特になし。
216	10649	特になし。
217	10534	特になし。
218	10465	特になし。
219	10587	特になし。
220	10189	特になし。
221	10247	特になし。
222	10065	特になし。
223	10356	特になし。
224	10745	特になし。
225	10461	特に無し。
226	10339	特に無し。
227	10735	特段ありません。
228	10494	認知度を上げる努力が必要。インターネット（WEB）上にて検索した時にこの資格がわかりやすいように掲載。
229	10089	補助金、助成金の情報のタイムリーな提供。有効事例の紹介。
230	10572	無。
231	30008	理事長がその資格にステータスを意識するくらいになればと思う。知名度を上げてほしい。

SEQ	S-No.	Q12. 組合士(協会)の活動についての要請・要望
1	10002	“組合士”をテーマとするイベントを開催して欲しい。
2	10458	・研修が少な過ぎる。年一回では役に立たない！！
3	10226	・組合士を取っている人の中で、それが最高レベルと勘違いしている人が多い。組合運営は、企業運営につながる実力派の組合士を育ててほしい（一泊2日の研修を）。
4	10006	・特段なし。
5	10588	1. 組合に組合士雇用の必須条件に及び条例化へ。
6	10121	1. 組合士への公的資格の付与。 2. 組合士の公的職務の付与。
7	10447	4 7 都道府県への組合士（協）会の設置と、組合士増加に向けた取組を希望する。
8	10648	Q 1 1 の具体的活動計画を立て、全組合士の意識向上をはかること。
9	10016	W e b 等による P R を強化。
10	10688	ありません。
11	10393	せっかく組合士になったのに、他の組合士との交流ができないのはもったいない。熊本県中央会にも設置を働きかけてもらいたい（強制的にでも）（設置しないと補助金カットとか強制力があっても良いと思う）。
12	10168	ない。
13	10187	なし。
14	10658	なし。
15	30002	なし。
16	30003	なし。
17	10418	なし。
18	10272	なし。
19	10066	なし。
20	10158	なし。
21	10059	なし。
22	10026	なし。
23	10552	なし。
24	10741	なし。
25	10139	なし。
26	10108	なし。ご苦労様です。
27	30021	より専門性の高い内容のセミナー（I T 分野・法務など）を増やして欲しい。
28	10614	リクルート情報があると良いと思う。
29	10414	以前は、連合会からニュースが送付されてきたが、ここ2～3年はさっぱりとそういうものの送付がない。もう発刊していないと思っている。
30	10518	加入者増進のためにアピールする魅力を広げてほしい。
31	10630	会費に見合うメリットを感じられない。（地方在住の個人会員なので、尚更）。

SEQ	S-No.	Q12. 組合士(協会)の活動についての要請・要望
32	10082	各県の設置は不要。現在の活動実態は不要な業務が多い。高齢者ばかりの役員構成ではなく、もっと先進的な取り組みをすべき。
33	10511	各県の組合士協会のホームページを充実すること。(内容が数年来更新されていないものが数多く見られます)。
34	10494	各種セミナーを土・日・祝祭日に開催して欲しい。(平日は、なかなか時間を取れない為)。
35	30029	各組合士会共やる気になって欲しい。誇りを以って関係が取れる様な体制を作ってほしい。
36	10359	各都道府県に組合士が何名いるのか、また、何名増えたのか等、「全国組合士だより」等で情報提供していただきたい。
37	10594	活動がマンネリにならないように。
38	10195	活動の状況の情報提供をお願いします。
39	10159	活動はマンネリ化であるが、要請、要望しても、これ以上の成果は期待できないと思う。
40	10672	活動への参加は困難であります。それでも、研修会など機会があれば参加を希望します。
41	30008	監督官庁の入らない生の現状での悩みや困り事を共有し解決したりしたら意義も出てくると思う。
42	10233	岩手県で行なうセミナーがないので、岩手でもお願いしたいです。
43	10315	既に脱退しておりますので遠慮致します。
44	10768	技術を持っている人はその技術を高めていってほしい。そして評価してあげること。
45	10550	協会の活動を全て個人会費で運営するには、むりがある。全中、県中央会、商工中金、組合等団体の補助を運営費の半分程度集めないと、協会にも入れない。
46	10237	協会の存在、活動内容がわからなかった。ネットで調べても神奈川の場合良くわからない。
47	10758	協会の存在の周知。
48	10596	協会加入のメリットがあるとさらに良い。
49	10244	協会活動になかなか参加できていないので、特にありません。
50	10615	協同組合等を退職後も町内会、老人クラブ、趣味の会等で活躍してる者達との交流等を企画できないか？
51	10202	群馬はないので…。貴会の設立の目的がこちらに伝わってこない。
52	10585	経産省からの補助事業を、仕事としてやれるように働きかけてください。
53	10702	研修会の充実。ex 講師・講演内容を中小企業経営・運営に焦点を絞り込み具体例(成功・失敗)特に失敗例の研究発表。
54	10708	研修会等に参加出来なかった際、資料を送って頂けると嬉しいです。
55	10153	研修等や(今後仕事紹介制度を導入するなら)都道府県の枠をはずして組合士本人の利便性を考えて柔軟に対応できる体制にしてほしい。
56	10334	県の組合士協会の総会とスキルアップセミナーに参加していますが、例年変わらず、特に総合のあり方は、見直してほしいです。
57	10547	県協会の活性化のために、役員の年令を若くした方が良い。また、役員は、現役の事務局職員が望ましい。
58	10558	県大会に於ても、県組合士会会長のポストを難壇に設ける。組合士の向上。
59	10722	県内での組合士の交流の場があれば良い。組合士試験会場について、四国は香川県になっているが、他の県で出来るようになれば良い。
60	10679	原則、全員加入の施策を行うのが望まれます。

SEQ	S-No.	Q12. 組合士(協会)の活動についての要請・要望
61	10509	現役を終了したので、協会は脱会したが、組合設立についてのサポートは続けたいと考えている。何か新しい動きやニュースがあれば、メルマガなどで配信あれば良い。
62	10368	広報紙が郵送で届き、拝見させていただいていますが、総会などに参加するにも時間とお金がかかるため、協会に加入してもなかなか参加できないと思う。遠方の方でも参加できる様にしてほしい。
63	10720	国家資格への格上げの努力を各都道府県でも実施する。
64	10031	国連は2012年に、「国際協同組合年」と定め、貧困削減や雇用創出、社会的統合など協同組合による社会経済開発への貢献に当を当てました。この意義を如何にして発信して行くかが課題だと思います。
65	10199	今の組合士制度の見直し、画一的でなく、ランク付けする(例. S級. 1級. 2級. 3級等)。
66	10091	資格更新時の研修等の充実。
67	10173	事務局員の高齢化にともなう、人材不足が深刻。職員の紹介をしてほしい。
68	10468	時宜に適した研修会、組合士交流会を沢山開催してほしい。
69	10427	実務のスキルアップ研修があっても良いのではと思う。現在の資格維持のセミナー等は、ほとんどスキルアップにつながっていないと思う。
70	10390	上記Q11に付随した組合士資格者の業務(独立)を確立。
71	10349	情報発信
72	10078	色々と支援頂きありがたいと思っています。
73	10034	制度改正時の情報提供と、研修会の開催。
74	10456	成長している会社の視察。
75	10493	全国すべての都道府県に組合士協会を設立して欲しい。
76	10767	全国の中で活躍される組合士さん実例があれば紹介する図書ならびにDVDがあれば参考になります。
77	10748	組合の指導をするにあたって、具体的にどこまで、どういうことを指導していかれるのか、コンプライアンスはどうお考えか、組合にいるとき疑問に感じていました。
78	10313	組合の理解が圧倒的に足りない。組合士としての活動が組合へもたらすメリットを感じてもらえない。この点のサポートをぜひともお願いしたいです。組合士同士の交流もなく、情報も少ない。
79	10084	組合活性化、有効事例の紹介。
80	10514	組合士が書類作成する上で有意義なあつかいをされるのが望ましいと思う。組合士の権利が有れば良いと思う。
81	10618	組合士の地位向上に務めて頂きたい。
82	10009	組合士の普及。
83	10576	組合士を国家資格にすべく活動してほしい。
84	10264	組合士協会が行う研修・視察を充実させるための積極的な助言・援助がほしい。
85	10448	組合士協会への加入について、案内がなされているのでしょうか? 全国中央会と県中央会との連携強化が必要ではないですか。
86	10046	組合士向けのスキルアップ講習会をもっと開催してほしい!
87	10265	組合士試験に合格したら全員組合士の登録をして、資格が出来たら組合士会に加入し、費用は会社負担とさせる。
88	10274	組合士自身がプライドを持って活動出来る状況をつくらないと資格取得の意義もメリットもない。

SEQ	S-No.	Q12. 組合士(協会)の活動についての要請・要望
89	10350	組合士制度を知識充実等と位置付けるのであればその方向性を維持すれば良いと思います。もしそうでないなら今以上に明確に打ち出す必要がある。
90	10707	組合士全国大会の実施。
91	10444	組合等を退職した組合士メリットのある研修を時に開催して欲しい。要望しても補助金がもらえない等の理由で実現しない。
92	10283	組織を作って上納金方式で会を運営する方法は産業統制目的には則しているが、組合士会は基金方式での運営に変える時期。
93	10645	早く国家資格となる様運動を行い、実現していただきたい。(今のままでは、一般の認知度が低く、組合士としての活動が認識されていない様な気がする)。
94	10213	他組合との交流の場の提供。
95	10590	退職後もその資格や経験を活かせる場をつくって頂きたい。
96	10517	退職後も県の組合士会に会員として参加させてもらっており感謝しております。
97	10161	退職者向けのセミナー等があればよいと思います。個人会員では参加する機会がまったく無い。
98	10188	地方に転居するような場合に全国的な。
99	10575	中央会が組合員にもっと働きかける。
100	10706	中央会や商工中金が中心になっている。組合の問題点や悩みなどを話す場を設けたらどうか。
101	10010	中央会事業の中に組合士の活動の場を設けることより、組合執行部に対し組合士の存在意義が高まる。
102	10019	定年退職後の職業あっせんあればと思います。
103	10342	特にありません。
104	10726	特にありません。
105	10227	特にありません。
106	10586	特にありません。
107	10145	特にありません。
108	30027	特にありません。
109	30028	特にありません。
110	10561	特にありません。
111	10194	特にない。
112	10504	特にない。
113	10546	特にない。
114	10733	特になし。
115	10724	特になし。
116	30024	特になし。
117	10436	特になし。
118	10205	特になし。
119	30032	特になし。

SEQ	S-No.	Q12. 組合士(協会)の活動についての要請・要望
120	10261	特になし。
121	10307	特になし。
122	10692	特になし。
123	30012	特になし。
124	10242	特になし。
125	10649	特になし。
126	10534	特になし。
127	10465	特になし。
128	10587	特になし。
129	10189	特になし。
130	10247	特になし。
131	10065	特になし。
132	10356	特になし。
133	10745	特になし。
134	10405	特に期待していない。
135	10339	特に無し。
136	10735	特段ありません。
137	10610	特定の人だけの活動に見える。
138	10506	日頃の組合士の地位向上等に関する取り組み、ご努力に対し期待と感謝を申し上げます。
139	10040	年会費を下げしてほしい。
140	10131	府県中央会は現場（協組）に行って悩み等、生の声を聞く機会を多くもってほしい。電話や会合では質問しづらい事もある。
141	10572	無。
142	10622	名刺用のシールだとまっすぐ貼るのが大変なので、名刺に印刷できる組合士の統一ロゴを作っていただきたい。
143	10051	連合会の総会時に大学の先生の話ばかりではなく、実務をしている組合士の話を聞きたい。
144	10251	連合会会議に参加させていただける体制作りをお願いいたします。末端の声为上へ届いていないのですから。

SEQ	S-No.	Q13. その他 意見・要望
1	10634	「士」が付いているので、国家資格になるといい。質問が多い。
2	10494	「士」資格として認知度を上げて欲しい（PR）。
3	10010	・組合士として誇りをもって組合ならびに組合員に周知させる。
4	10226	・組合士を取得しただけで、…高レベルに上げて、魅力ある内容に。 ・組合士の向上もあるが、…中央会の職員の…企業への派遣研修をさせ知識と実務のバランスを向上されたい。
5	10006	・特段なし。
6	10319	・民間に転職したから言えるのですが、組合士持っているからと言って、組合士の能力で、仕事出来る訳でなく、協同組合等の狭い社会でしか通用しない制度・資格だと思います。各人の向上しかないと思う！！（協）に精通した資格制度の充実が求められる。
7	10735	☆活躍できる「場」や「機会」の創出を！（ボランティア的なものも含めて）。
8	10588	1. 組合指導者養成特別研修事業の復活。
9	10427	F P協会のようなもうけ主義になっては困るが、F Pジャーナリ的なスキルアップのための業界誌（毎月でなくても良い）があった方が良くと思う。
10	10489	Q 1 0 支援状況 請掛 実質支給。旅費 組合旅費規程による。
11	10748	アンケートの結果を送ってほしいです。組合を退組したときの組合士の資格更新は全国中央会本部で希望します。支部のない県もあるので柔軟に対応して下さい。
12	10771	いつも研修に趣向をこらして頂きありがとうございます。
13	10472	お答え出来る事がなく申し訳ございませんでした。
14	10728	この資格がなければ、協同組合の設立や、運営、活動が出来ないくらいの強制力が無ければ、無駄な資格となると思う。
15	10509	この制度について何十年も体験した結論。みなさん弁護士、会計士のような士業と勘違いしてる。珠等、簿記検定のように組合検定試験とか、実態に合った名称にすべき。
16	10046	これからも宜しくお願い致します。
17	10031	とにかく、発信力が足りないのでは…と感じます。協同組合の意義、貢献して来た事は、周知はされていないのが現実かと思えます。CM等でのPRで予算を捻出することは出来ないのでしょうか？
18	10168	ない。
19	10187	なし。
20	10658	なし。
21	30002	なし。
22	30003	なし。
23	10418	なし。
24	10272	なし。
25	10066	なし。
26	10158	なし。
27	10059	なし。
28	10026	なし。
29	10139	なし。

SEQ	S-No.	Q13. その他 意見・要望
30	10436	なし。
31	10108	なし。ご苦労様です。
32	10206	マイナーな資格ということもあり、検定試験の問題集に関する解説が不十分で良質な内容とは思えない。受験者にとってみれば攻略の手口が過去問の反復しかなく、苦痛で萎える。
33	10518	マスコミなどにどんどんと取り上げてもらいたい。
34	10080	もうすぐ73才となり、組合退職となりH24.3にて組合士会を退会します。
35	10334	もう少し、認知されるとよいと思います。私の所属組合では、その時の上司の勧めもあり、資格を取りましたが、全ての費用を個人で負担しており、資格を取って、給料が減るという現象です。
36	10514	一生懸命勉強しても扱いをもっと大切にしてもらわないと資格を取得する意味がないので国に要望して欲しい！ 国家資格登録！
37	10401	員外利用についての制限特例を集約し、準拠できるものにできれば、経済環境に柔軟に対応した組合活動が行えると思います。
38	10078	引き続き御支援をお願いします。
39	10673	皆さん、ご活躍されて頑張られていると思います。私は非力で申し訳ないです。
40	10261	各県の中央会在職者以外の組合士を対象に全中主催の研修会を開催して頂きたい。テーマは中央会職員を対象とした資質向上のための研修と同じ内容で結構ですのでお願い致します。
41	10264	各種商店街の視察を実現し、組合士の活動範囲を広げて行くと共に組合士に対する認知を一般の人に広めてほしい。
42	30029	各組合に会員が誇りを以って活動と連係が出来る様に。
43	10558	各組合の事業報告書の監査報告の監査印の後に組合士として立ち合った旨の署名をする。組合士としての意識向上になる。
44	10741	各中央会が組合士の権威向上の取組みが必要です。研修や交流などは、立場が確立してからでしょう。中身がない資格は、偽善ではないか。
45	30012	各都道府県で試験を開催できないでしょうか？
46	10561	協同組合、又は組合員会合等席上に於ての組合士協会・組合士の必要性を伝える事。制度化への道は、永いでしょうが組合の組合士への理解が希薄と感じています。
47	10562	具体的な組合事業の成功例などを広報して頂きたくお願い致します。
48	10232	研修会等の参加について、組合事務局員が多くいる所なら参加可能と思いますが、殆ど1、2名の組合が多いため難しいと考えます。
49	10504	現在、中小企業組合や組合士の知識が生かせるような職業に就いている訳ではないので、具体的な要望等はないですが、組合士は継続して保持していきたい。
50	10400	現在NPO法人に参加。運営に組合の知識が役立つことも。組合士の活動も、組合以外の組織にも視野を広げては。
51	30001	現在の組合士ではレベルが低く、第三者に認めて貰うのは難しい。もう一段キャリア・アップした「上級組合士、スーパー組合士」制度認定する必要あり。
52	10270	現在無職です。自宅におります。
53	10582	公に認められる資格であるための一つとして、試験問題の難易度を上げてはどうか。
54	10301	更新の際の講習を充実させて欲しい。（3科目をひと通り行って欲しい）。
55	10428	国家資格になり、独自の業務範囲（独占業務）があるなら資格として魅力的になると思う。
56	10136	国等の補助金を申請等で中小企業診断士がアドバイザーになっているが、組合向けの申請事務等での組合士の活用はできないか。

SEQ	S-No.	Q13. その他 意見・要望
57	10159	今となればOB会で充分。
58	10350	今後、大きな制度改革を行わなければこの制度はしぼんでいくのみと思う。それならば多くを求めるのは間違っている。そうでなければ改革が必須！！
59	10378	再就職の照会。
60	10679	昨年、組合（事業協同組合）を20年間務めた後、年令的にも都合で退職しました。従って経験からみた一つの感想として参考にして下さい。
61	10131	昨年の更新を辞退する迄の数十年に渡る永い間色々とお世話に成り心より感謝申し上げます。
62	10308	資格そのものの地位向上。
63	10009	資格の意味があまりない。又、なくても組合活動ができる。
64	10555	資格試験は職員の知識を深めるうえで非常に有効でした。
65	10250	資格取得者のモチベーションアップになる。
66	10342	資格制度となると責任も生じ、罰則も規定される上、それで食べていけるかという収入面も考慮する必要があり、あまり必要性を感じません。現状で良いと思います。
67	10569	自家の建築の事で、生活協同組合の共同事業とのかかわりが出来た。最近近隣地区でのネットワークづくりの準備がある。⑪⑫情報願。
68	10493	若い組合士の活動の場が欲しい。
69	10539	女性間の交流深める場がほしい。
70	10393	職場での地位向上に努めて欲しい。理解力の無い上司が多い。
71	10195	色々情報の提供をいただき感謝しております。
72	10768	世のため人のために生きたい。
73	10268	税務研修等で経理の基本は勉強できるものの、やはり、組合事務局にいてこそ、発揮できるものではないかと、つくづく思いました。
74	10318	専従の事務局ではない為、解答ができない箇所があります。女性研修会は、皆さんと交流できて楽しいので是非参加したいです。
75	10746	組合には、組合士が必ず必要等、組合士としての社会的向上を図る必要があると思う。
76	10265	組合には組合士がいらないといけないような制度を作る。
77	10482	組合の事より組合員個々のために出来る事を、組合士が経営面まである程度サポート出来るようになると良いですね。
78	10135	組合の事務をして、組合士でいたけど、20年間働きました。資格を取り給料は増額したけど、マイナーな資格と感じ、実務に役に立った気がしない。
79	10196	組合を退職したため、組合士としての活動とは、ほとんど無縁となってしまったが、昨年参加したセミナーは、非常にためになるものだった。また参加したい。
80	10676	組合士という資格が、国家資格となり、広く一般に知られるようになる事を期待しております。
81	10082	組合士としての活躍の場を設定、拡大していかないと資格自体の存在に疑義が生じるとされる。
82	10202	組合士について認知度が低いので、PRをお願いしたい。上司は天下りなので、数年経過したら退職。組合士が組合に貢献しているかと認識していない。事務局は誰でもなれる（出来る）と組合士に思われ悔しい。
83	10548	組合士に対して中央会も組合士会も日頃からよくして下さいと感謝しております。
84	10478	組合士のいない組合の派けん制度があればうれしいです。目標が、1組合で1組合士という事ですので、必ず1人は置くという制度があれば良い。退職しても生かせると思います。

SEQ	S-No.	Q13. その他 意見・要望
85	10767	組合士の資格を生かした、職場への紹介依頼をお願いしたい。
86	10384	組合士の資格を他の組合の方々に勧めているが、取得するために強力なメリットがあればと考えます。
87	10111	組合士の資格取得に関して、私の場合メリットは一切なく、H26年3月に勤務していた協同組合退職後は更新の必要もないかと考えているところです。
88	10496	組合士の資格取得は自己研さんの一つとしての取得であり得に必要以上の事は無として良いのでは。
89	10064	組合士の増加対策を。
90	10709	組合士の存在の広くPRをすべき。
91	10483	組合士の知名度が低いと思われます。連合会、協会をはじめ所轄官庁の協力を求めPRできないものでしょうか。
92	10572	組合士の中で、勤務年数各資格、試験から更に上段者を認定し、組合の職業あつせんが出来るまでの国認定資格へ昇格されてはいいかがか。
93	10499	組合士の認知度が低いので、もう少し認知度を上げてもらいたいです。
94	10576	組合士の認定規準の緩和。現行の3年以上の実務条件の撤廃。
95	10702	組合士の目線を事務職ではなく役員、経営の立ち位置での研修・教育が必要だと思います。
96	10148	組合士を取得後実際に組合で従事した経験がなく、現在は生かされない。
97	10233	組合士会に入会しなくても、このような活動がありますとかの情報があるように手配をお願いします。
98	10444	組合士会の中央会担当は若手で新しい活動の提案などは無理である。中央会幹部も担当に任せるだけなので活性化の実現は難しい（組合士会会長経験上）。
99	30017	組合士間で意見交換が情報共有できる場を作っていたいただければありがたいです。
100	10145	組合士資格取得後、組合士協会に加入していたものの、組合をリタイヤ又は諸般の事情で協会を脱退された方々でOB会でも設立されてはいいかがでしょうか。
101	10223	組合士資格取得後のメリットを中央会、組合士協会ですべて具体的にPRして欲しい。組合士証票のカード化。
102	10197	組合士証がみずぼらしい。カード化してもらいたい。
103	10774	組合士証の重みがない。（プライドを感じない）。
104	10511	組合士制度がジリ貧のまま推移することのない様要望する。
105	10706	組合士制度について再度議論する時期と思う。
106	10249	組合士制度の普及活動はもちろんであるが、組合設立数が少ないなかで、中小企業組合制度をより多くの人から知ってもらうため、さらなる普及活動が必要と考えます。行政や関係支援機関の広報紙（誌）面活用など。
107	10271	組合士不在の組合を紹介。
108	10310	組合自体の将来像が見通せていない状況なので、生き残る道を模索するについての支援等あればありがたい。
109	10773	組合自体の正しい認知が、株式会社などに比べて進んでいない様に感じます。
110	10765	組合職員から離れ現在は民間企業で働いています。本資格の力を発揮する場面がなく、故に情報が少なくスキルアップもできない状況です。何かの形で活かしたいと思います。
111	10732	総会や研修会に参加できなくて申し訳なく思っています。
112	10290	多忙により、なかなか組合士会合に参加できず、本当に心苦しく思っております。セミナー等もDVDで視聴できたら有り難いです。

SEQ	S-No.	Q13. その他 意見・要望
113	10443	退職にともない、組合士脱会とならない施作。年会費の補助等。
114	10402	大事なことは、何ができるか！何をして、成果を出すのか！ということが、一人一人の指導員に求められている。
115	10487	地元の商工会議所（又は商工会）の協力を得て協同組合相互の交流等が必要だと思います。
116	30032	遅くなり申し訳ございません。
117	10034	中央会での名簿作成時に「中小企業組合士、事務局長」など必要に応じ、この資格の名前を出してほしい（事務局会議の時）。
118	10616	中央会自体が「中小企業のリーダー」などという資格があるのか考えた方がいい。
119	10714	中小企業の経営的職務としての地位、実力upを測る自他共自他共働の要。
120	10199	中小企業診断士との連携など、領域の拡大を図り、スペシャリストとしての活躍の場を拡げる方策を考えてほしい。
121	10544	中小企業組合士の資格に対する認知度は0に近く、そのため、必要性を感じている人は皆無です。給与や待遇面に何の影響もなければ頑張って資格取得もしないでしょう。
122	10283	中小企業庁に働きかけ、70億程度の組合士基金を創設、平均運用益3%程度ならば、2000人程度の組合士会の運営は可能ではないでしょうか。
123	10170	中小企業庁等へ組合士の地位の向上をはかる様な手立てをもっと強力に出さないものか？（永年の課題のままですネ。）。
124	10089	調査①、②について、同一の送付元にもかかわらず、封筒2枚（別々に送付）は、郵便代の無駄だと思料。
125	10672	定年間近の立場上、あまり希望がもてませんが退職後もお世話になった組合の役に立てるようサポートは続けます。
126	10161	定年前に退職しました。このようなアンケートを実施するのは良いことです。これをいかして下さい。
127	10254	定年退職後も何らかの形で組合士として社会に貢献出来るかと思っていたが、実際は難しいと思います。脱退を考えています。
128	10447	都道府県「組合士会」「組合士協会」どちらかに名称の統一を検討いただきたい。
129	10688	特にありません。
130	10227	特にありません。
131	10586	特にありません。
132	30027	特にありません。
133	30028	特にありません。
134	10549	特にありません。
135	10546	特になし。
136	30021	特になし。
137	10213	特になし。
138	10724	特になし。
139	10692	特になし。
140	10242	特になし。
141	10649	特になし。

SEQ	S-No.	Q13. その他 意見・要望
142	10534	特になし。
143	10587	特になし。
144	10189	特になし。
145	10247	特になし。
146	10356	特になし。
147	10295	特になし。
148	10465	特になし。（現在、直接係わっていない為、記入に際し、困惑した）。
149	10339	特に無し。
150	10725	否定的なことを書きましたが、現状です。更新の意味も毎回考えます。頭を下げて上司に年会費をお願いするのも疲れました。
151	10543	弁護士、税理士等他の士のように多くの人に認知された役割があればと思います。
152	10015	毎年いただくメモ帳（スケジュール帳）はいらないと思います。使ってる方がいるのでしょうか。無駄な経費だと思います。